会　議　録

会議名称		令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和８年(2026 年) ８月 18 日　開会 13:30　閉会 15:00		
開催場所		つくば市本庁舎会議室 201		
事務局（担当課）		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、漆川雄一郎、小川直宏、石井恵美、萩原直木、牧野優子、江藤睦、川村佳代子、武田真浩、山下広見、小林雪子、津野義章 ※オブザーバー：水戸家庭裁判所土浦支部主任書記官　田中史子		
	事務局	福祉部　　：根本部長 、日下次長 障害福祉課　　：岡田課長 障害者地域支援室：飯田室長、野澤係長、片桐主査 地域包括支援課　：相澤課長、岡野課長補佐、市川係長、金子主任 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター)：河原井所長、村木主任、須藤主任、伊東主事		
欠席委員		なし		
公開・非公開の別		■公開　□非公開　□一部公開	傍聴者数	０人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第		１　開　会 ２　あいさつ ３　委員自己紹介 ４　委員長・副委員長選出 ５　報告事項 (1)　令和７年度事業報告 (2)　令和８年度事業計画 ６　協議事項		

	(1)　第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について (2)　法改正を踏まえた市の基本計画策定について 7　その他 8　閉　会

＜審議内容＞

１　開会

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

それでは間もなく定刻となりますが、委員の皆様お揃いになりましたので、令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を開催させていただきたいと思います。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます福祉部地域包括支援課の市川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。始めに議事録の作成にあたりまして、本委員会での皆様の発言内容を録音させていただければと思いますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。始めに本委員会開催にあたりまして、福祉部長の根本より挨拶を申し上げます。

２　あいさつ

○事務局（福祉部・根本部長）

皆様こんにちは。福祉部長の根本でございます。本日はお忙しい中、令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会にお越しいただきまして本当にありがとうございます。皆様におかれましては、日頃から保健・医療・福祉分野はもとより、市政全般にわたりまして御協力、御尽力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。つくば市では、認知症や知的障害、精神障害により、財産管理や日常生活に支障がある方が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、令和６年度に第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、つくば成年後見センターを始め、関係機関等と連携を図りながら権利擁護に取り組んで参りました。本日の会議では、令和７年度の実績や第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗等について御報告をさせていただくとともに、法改正を踏まえたつくば市の基本計画策定について、皆様より忌憚のない御意見を賜り、また専門的な御助言をいただき、計画策定に向けてさらなる検討と権利擁護のための地域

連携ネットワーク構築を進めて参りたいと考えております。今後とも委員の皆様の御協力を賜りますようお願いいたしまして本日の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

続きまして、次第３に進みまして、委員自己紹介に進めさせていただきたいと思います。前任の委員の皆様が令和８年３月末で任期が満了となっておりまして、この度皆様は新しい任期の委員様という形になっております。今年度最初の会議となりますので、まずは自己紹介をお願いできればと思っております。お手元に配付させていただいております委員名簿を御覧いただきながら、自己紹介をお願いします。名簿番号１番の椎名委員から順番にお願いします。

３　委員自己紹介

○椎名委員

つくば国際大学の椎名です。よろしくお願いいたします。

○漆川委員

茨城県弁護士会の弁護士の漆川と申します。よろしくお願いいたします。

○小川委員

司法書士の小川と申します。どうぞよろしくお願いします。

○石井委員

常陽銀行研究学園都市支店の石井と申します。よろしくお願いいたします。

○萩原委員

つくば市のとよさと病院の医師をしております萩原です。よろしくお願いします。

○牧野委員

こんにちは。公益社団法人認知症の人と家族の会理事で茨城県支部代表をしております、牧野優子です。よろしくお願いいたします。

○江藤委員
　江藤と申します。つくば市肢体不自由児者父母の会の理事をしております。つくば市福祉団体等連絡協議会の方から呼ばれて参りました。実は前から来ているので長く続けています。今年もよろしくお願いします。

○川村委員
　川村です。つくば市精神保健福祉会やすらぎの会から参りました。江藤さんとは昔からの知り合いなのですが、こういった場は初めてですのでよろしくお願いします。

○武田委員
　筑峯学園の武田と申します。障害福祉分野の相談支援を行っております。よろしくお願いします。

○山下委員
　つくば市のケアマネジャー連絡会でケアマネしております山下と申します。よろしくお願いいたします。

○小林委員
　こんにちは。大穂地区の民生委員児童委員協議会の小林雪子と申します。よろしくお願いします。

○津野委員
　社会福祉協議会の津野と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（地域包括支援課・市川係長）
　委員の皆様ありがとうございました。また、本日はオブザーバーといたしまして、水戸家庭裁判所土浦支部主任書記官の田中史子様にも御出席いただいております。田中様どうぞよろしくお願いいたします。続きまして本日出席をしておりますつくば市の職員を御紹介させていただきます。

【事務局・つくば市職員、社会福祉協議会職員による自己紹介】

４　委員長・副委員長選出

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

それでは、次第に従いまして次に進めさせていただきたいと思います。本委員会の議事を進行するに当たりまして、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会、設置要項第５条により、委員長及び副委員長を委員の皆様の互選で定めることとなっております。委員の皆様の中で自薦・他薦等がございましたらお申し出いただければと思いますが皆様いかがでしょうか。

○山下委員

事務局に一任します。

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

山下委員より事務局一任との申し出をいただきました。事務局といたしましては、委員長に椎名委員、副委員長に小川委員を推薦したく考えておりますが、他の皆様御意見等いかがでしょうか。

○武田委員

異議なし。

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

異議なしという声をいただきました。改めまして御賛同いただける方は拍手の方をお願いいたします。

【委員一同、拍手】

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

ありがとうございます。それでは皆様に御賛同いただいたというところで、委員長に椎名委員、副委員長に小川委員を決定させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。椎名委員、小川委員はそれぞれ委員長席・副委

員長席に御移動をお願いします。それでは、委員長・副委員長からそれぞれ一言御挨拶をいただければと思います。始めに椎名委員長からよろしくお願いいたします。

○椎名委員長

改めまして、つくば国際大学の椎名です。この委員会、地域の見守る目のようなものになるかと思います。ここがしっかり見守りができることによって、具体的な活動に繋がっていくかと思います。今年度、大きな改正が入ってこれからまた仕組みがどんどん変わっていくようなところがあるかと思いますので、どうか活発な御議論をよろしくお願いいたします。

○小川副委員長

司法書士の小川です。先ほど団体名を言い忘れておりまして、私は司法書士からなる公益社団法人成年後見センターリーガルサポート茨城支部から参っております。前期に引き続きまして副委員長を拝命いたしました。微力ながら椎名委員長を補佐して参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

それでは、本委員会の設置要項第５条第２項では、委員長は委員会を代表し、委員会も総理するということになっておりますので、以後の議事進行につきましては、椎名委員長どうぞよろしくお願いいたします。

○椎名委員長

それでは会議を始めていきたいと思います。只今の出席委員数は 12 名、全員出席になっております。過半数に達しておりますので、本委員会の設置要項第６条第２項により、この会議が成立することを報告いたします。続きまして、会議の公開についてお知らせいたします。本委員会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第４条の規定により公開といたします。それでは協議の前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局（地域包括支援課・市川）

それでは事務局より本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配

付資料一覧と記載した資料がございますでしょうか。そちらを見ながら御確認をお願いいたします。資料といたしましては、まず次第、続きまして委員名簿、続きまして右上に資料１と記載してあります報告事項資料、続きまして横刷りの右上に資料２と記載してあります協議事項資料、参考資料といたしまして、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の設置要項とつくば市成年後見制度推進事業の体系図と、第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を付けさせていただいております。資料の不足等はございませんでしょうか。また何か不具合がありましたら事務局に教えていただければと思います。それでは椎名委員長よろしくお願いいたします。

５　報告事項

(1)令和７年度事業報告

○椎名委員長

それでは配付されている次第に沿って議事を進めて参ります。報告事項につきまして、(1)令和７年度の事業報告、(2)令和８年度事業計画、それぞれの説明を事務局からお願いします。

○事務局（地域包括支援課・金子主任）

まず資料１の報告事項資料を御覧ください。つくば市から令和７年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告をさせていただきます。１、事業の目的につきましては、記載の通りとなっております。２、実施内容(1)成年後見制度利用促進に向けた体制整備、(2)つくば市成年後見制度推進事業の実施、(3)成年後見制度利用の総合相談業務、(4)市長申立手続きの実施、(5)つくば市成年後見制度利用支援事業の実施、(6)成年後見制度等の普及啓発となっております。３、実績についてですが、まず(1)成年後見制度利用促進に向けた体制整備につきましては、令和７年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会が令和７年７月 11 日に開催されました。参加人数や議事内容は記載の通りです。令和７年度第２回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会が令和８年１月 23 日に開催されまして参加人数や議事内容は記載の通りとなっております。つくば市成年後見制度利用促進定例会が、毎月１回オンラインで実施しておりまして、参加者は市とつくば成年後見センターとなっております。議事内容は記載の通りです。(2)つくば市成年

後見制度推進事業の実施につきましては、一つ目、成年後見制度の普及啓発、利用支援。二つ目、成年後見等の成年後見人等の受任者調整支援。三つ目、市民後見人養成・支援業務。四つ目、地域連携ネットワークの構築。五つ目、法人後見受任業務などをつくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託しております。(3)権利擁護支援に関する総合相談業務につきまして、相談実績は、障害者地域支援室では相談延べ件数が 460 件、地域包括支援課では相談延べ件数 555 件です。この数字はそれぞれ委託障害者相談支援事業所４ヶ所と地域包括支援センター６ヶ所の相談件数を含んだ数字となっております。(4)市長申立手続きの実施につきまして、まず市長申立てとは、成年後見制度の利用が必要であるが、親族が不在または親族の申立てが見込めない場合に実施するものになっております。実績は、障害者地域支援室が申立て件数０件、地域包括支援課が申立て件数９件です。(5)つくば市成年後見制度利用支援事業の実施につきましては、まず、成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の申立審判費用、または後見人等への報酬費用の助成を実施するものです。実績は、障害者地域支援室が報酬金助成金の支給５件、地域包括支援課が報酬助成金の支給３件です。(6)成年後見制度等の普及啓発につきましては、一つ目、庁舎内や窓口センター、市内の委託障害者相談事業所４か所、委託地域包括支援センター６か所等にパンフレットを設置する。二つ目、市ホームページで成年後見制度等について情報を掲載する。三つ目、市民や事業所連絡会等からの依頼で実施する出前講座で成年後見制度等について説明を実施する。４、成果につきましては、一つ目、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、権利擁護支援を必要とする方が適切に制度利用できるよう、つくば成年後見センター等と緊密に連携し、相談支援を実施することで適切な制度利用に繋げることができた。二つ目、地域において市民後見を始めとする権利擁護支援の実践者として活動するため、実践に必要と考えられる知識の習得及び情報交換等の場として、「市民後見実践者（フォローアップ研修）」を開催した。三つ目、成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行い、被後見人の権利擁護を図ることができた、としています。５、課題ですが、一つ目、身寄りがない、親族と疎遠等権利擁護支援が必要と思われる対象者に対し、判断能力が低下する前から、対象者の意思の確認や状況把握、制度の紹介等を行い、対象者の希望に沿った支援を展開していく必要がある。二つ目、判断能力の低下が見られる対象者については、可能な限りその意向を尊重した意思決定支援を展開して

いく必要がある。三つ目、権利擁護を地域で担う者として、市民後見人の育成と活動の促進が必要である。四つ目、補助の利用終了後も本人の状況に応じた切れ目のない継続的な権利擁護支援が受けられる体制を整備するとともに、関係機関や多様な制度・サービスとの連携を強化し、必要な支援に繋がる仕組みづくりを推進する必要がある。こちらの課題に関しましては、法改正を踏まえた内容としています。以上令和７年度つくば市の実績報告となります。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

つくば市社会福祉協議会より、令和７年度の実績について御報告いたします。資料１の９ページ、６のまとめを中心に御報告させていただきます。始めに、地域福祉を推進する本会において、地域権利擁護は活動の大きなテーマとなります。その中でも成年後見制度利用促進は、日頃の活動領域とも大きく関係すると認識しております。今回は成年後見制度推進事業の一部を受託して、成年後見制度の普及啓発、相談対応、利用支援、関係機関との連携等を行いました。普及啓発における入門講座及びテーマ別講座では、延べ 212 名が参加し、８割を超える方から制度への理解が進んだとの回答を得ました。また年間 1,582 件の相談に対応し、そのうち必要な事案について申立てや後見人等候補者の調整を行いました。さらに利用支援会議を全９回開催、19 件の事案を協議し、本人の生活状況や制度利用の必要性を福祉的な視点から検討いたしました。法人後見では、令和８年３月 31 日時点で受任状況が延べ 19 件、終了が６件となり、年間 3,132 件の法人後見活動を行い、入退院、福祉サービス利用、財産管理等生活状況に応じた支援を実施いたしました。今後も関係機関との連携を強化し、適切な制度利用に繋げて参ります。以上となります。

(2) 令和８年度事業計画

○事務局（地域包括支援課・金子主任）

続きまして令和８年度つくば市成年後見制度推進事業計画について、つくば市から御報告いたします。資料 12 ページを御覧ください。１、成年後見制度利用促進に向けた体制整備につきましては、(1)つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催、(2)つくば市成年後見制度利用促進定例会の開催、(3)（仮称）第３期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定、(4)つくば成年後見センターと関係機

関との意見交換会の開催、(5)つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力。2、つくば市成年後見制度推進事業の委託につきましては、つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託をしております。委託内容としましては、(1)中核機関業務、一つ目、成年後見制度の広報（普及啓発）業務。二つ目、成年後見制度の相談（利用支援）業務。三つ目、成年後見人等の受任者調整支援業務。四つ目、市民後見人養成及び支援業務。５つ目、後見人支援業務。６つ目、地域連携ネットワークの構築業務。(2)法人後見業務、一つ目、法人後見受任業務。二つ目、後見監督人受任業務。(3)その他、成年後見制度利用促進に関することとなります。３、権利擁護支援に関する総合相談業務、(1)市民や関係機関等からの成年後見制度等に関する相談対応。(2)つくば成年後見センターとの連携強化。(3)虐待防止等の権利擁護支援業務との連動した取組み。４、市長申立の手続きの実施、親族が不在また親族による申立てが見込まれない場合に、成年後見制度市長申立てを行う。５、つくば市成年後見制度利用支援事業の実施、(1)成年後見制度の申立て審判費用の助成。(2)後見人等への報酬費用の助成。６、成年後見制度等の普及啓発、(1)任意後見制度等の周知啓発の強化。(2)成年後見制度等に関する相談窓口の周知啓発。(3)法改正を踏まえたものとして、改正後の成年後見制度の周知啓発（本人の意思決定を尊重した支援）としております。市からの説明は以上です。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

つくば市社会福祉協議会より、令和８年度の事業計画及び進捗状況について御報告いたします。15 ページの２、重点目標を中心にお伝えいたします。今年度は四つの重点目標を掲げて事業に取り組んでおります。１点目の地域連携ネットワークの強化については、障害・高齢分野の事業者等に成年後見センターの周知をできるよう関係機関との連携に取り組みます。２点目の担い手の育成と支援については、7 月に市民後見人養成講座の説明会を開催し 26 名の方に御参加いただきました。今後は養成講座を実施するとともに、講座終了後の活動を支える体制を整備します。３点目の成年後見制度と終活に関する広報の強化については、今年度から終活定期講座を開催し、年間４回の開催を計画しております。７月に開催した第１回には８名の方に御参加いただきました。今後も講座を定期的に開催し、終活に関する知識を周知します。４点目の成年後見制度の利用支援の強化につい

ては、成年後見人等の担い手を確保し、適切な候補者の選定に繋げるため、成年後見人等候補者登録制度の開始に向け、今後関係機関と調整していきます。以上となります。

○椎名委員長

それでは只今の説明につきまして、御意見や御質問等がありましたらお願いいたします。では、山下委員お願いします。

○山下委員

ケアマネジャーの山下です。成年後見センターの報告書で、７ページの圏域別の相談内訳で、この結果を見ると中央地区、南地区からの相談が多いという傾向が見えますが、研修の開催場所が社会福祉協議会本部ということで全部本部の方にまとめられていますが、まだ中央の方はアクセスがしやすいかと思いますが、茎崎の方が本部まで行こうと思うと皆さん免許返納しているので、なかなか連れていってもらうのも大変なので、できれば開催を１回でもいいと思うので中央地区で開催できないのかなと。つくば駅周辺の市民センターとかも活用できるようであれば、本当に皆さん少ない人数で、今年の報告書を見て内容を見ただけでもすごくお忙しいのは分かるのですが、交通アクセスがいい所で開催することができれば、ケアマネジャーも利用者さんに周知しやすくなり御協力できるかと思いますので、御検討いただけたらという意見です。よろしくお願いします。

○椎名委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター・河原井所長）

社会福祉協議会の河原井でございます。御意見ありがとうございます。今のお話を参考にさせていただいて開催場所の可能性を探ってみたいと思います。

○椎名委員長

よろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。では、小川委員お願いします。

○小川副委員長
　司法書士の小川です。成年後見センターに２点ほど質問があります。まず、資料８ページ、法人後見業務の４(2)アの表で、終了が６件ほどございますが、この終了事由は、市民後見人に引き継いだというような事例があるのかどうか、確認したかったのですが、おそらく死亡が多いと思うのですが、そのあたりの事由も教えいただければと思います。まずお願いします。

○事務局（つくば成年後見センター・河原井所長）
　ありがとうございます。終了案件はほぼ死亡の方がおりまして、１件だけ親族の方が申し出ていろいろとお世話をするというようなお話をいただいている事案がございまして、そちらの方に引き継がせていただきました。そちらも終了といった状況です。市民後見人の方に引き継いでいるかどうかというのは、まだ市民後見人の事例がございませんので、可能な限りマッチングを進めていきたいと思っております。

○小川副委員長
　ありがとうございます。続いて２点目ですが、18 ページのウの(ア)ですが、親族後見人・市民後見人及び候補者等の支援と書かれておりますが、親族後見人とか市民後見人を支援していくというのはとても素晴らしいことだと思いますが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか、またその実績があれば教えいただければと思います。

○事務局（つくば成年後見センター・河原井所長）
　御指摘ありがとうございます。親族後見人の所在というのは成年後見センターでは分からない部分がございまして、これから可能性として考えているのは、家庭裁判所土浦支部等の御協力を頂きながら、懇談会を開催したりですとか、アクセスできるようなイベントのチラシを置いていただいて、そこからアクセスしていただくという工夫をしていったらどうかと局内で検討している状況です。

○小川副委員長
　ありがとうございます。ぜひ御実行いただければと思います。

○椎名委員長
　その他はいかがでしょうか。では牧野委員お願いします。
○牧野委員
　今年の事業計画の中で、先ほど成年後見制度と終活に関する広報の強化ということで、講座を定期開催されているということですが、意思がはっきりしている段階から任意後見制度の必要を理解して自分で準備をしておくということがこれから大事になると思います。今回の改正内容も勉強させていただきましたが、まだまだ市民が普通に使う制度には成りきっていないと考えております。先ほど直近の講座で８名という参加者の人数とお聞きしたのですが、つくば市の人口や、制度の利用を必要とする世代の人口から考えてとても少ないと思います。どのような広報をなさっていて、どのような名前で実施されているのか、私も全然把握できておりませんので教えていただければと思います。

○椎名委員長
　事務局、お願いいたします。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）
　御指摘ありがとうございます。周知方法につきましては、つくば市のホームページ及び本会のホームページで周知の他、つくば市の広報誌、チラシを配布させていただいて周知をさせていただいております。

○事務局（つくば成年後見センター・伊東主事）
　講座の名前は、今年度定期講座として開催しているのは、エンディングノートを書いてみよう、というものです。座学に加えまして実際につくば市のエンディングノートを書く時間を設け、その内容を共有できるところは共有し合うといった、実習の形で今年度初めて試みております。

○牧野委員
　認知症界隈でも早期診断・早期治療ということが言われるようになりましたが、早い時期から人生の終活の段階の準備をしておくということは、とても大切だと

思います。それはもう 50 代、40 代から始めるべき問題で、今のタイトルだと、エンディングノートと言われると興味を持たれるのが 70 代以上の方になってしまって、少しスタートとして遅いのかなという印象を受けます。私達も認知症サポーター養成講座や認知症カフェで認知症に関する知識の普及を図っていきたいと思っているところですが、ぜひ認知症カフェでも行っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○椎名委員長

牧野委員ありがとうございました。併せてですが、普及啓発・広報の部分でホームページと市の広報誌というのはよく出てきますが、それだけであると届かない人達がたくさんいると思うので、利用するようなメディアはどんどん増やしていきたいと思うんですよね。例えば、市の公式 SNS は利用にあたって制限があったりするのでしょうか。比較的高齢の方も今どんどん使われているので、もっと情報発信といった形でいろんなものが出てくるといいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）

市の公式 SNS では、Facebook、Instagram、X等、よく耳にするものは一通りございますのと、皆様のスマートフォンなどでインストールされているかによりますが、つくスマと言ったアプリもございまして、そういった SNS や何らかの媒体を使って、この間の市民後見人養成講座もそういったものを使いながら広報はしたのですが、昨今のいろいろな広報事情を踏まえて、可能な限りいろいろな媒体でできるといいのかなと改めて思ったところでございました。

○椎名委員長

その他皆様いかがでしょうか。江藤委員お願いします。

○江藤委員

基本的にこの成年後見制度は、高齢者がベースで作られているところがあるので、我々の障害児の親の界隈ではなかなか理解が進まないというか、親なきあと相談室とか、親なきあと講座とか、いろいろ今ものすごい雨後の筍状態で出てき

ていますが、どこに行ってもお金の話なんですね。障害児・障害者を面倒見ている親からしてみれば、私が死んだらこの子が生活していけるのか、成年後見ってお金かかるのよね。こんな山みたいなグラフ見せられて、線が引いてあって、ここからマイナスになります。何歳までお母さんいくら残してありました。ここからマイナスになります、これどうしましょうか。そういう話になるんですね。じゃあ一体どれぐらいお金がかかるのかということを、市や社協の講座に出てもわからないのです。もちろん当然ですよね。その家の資産状況によって全然違うので。でも、実際ベースとして幾らかかる、例えば 1,000 万円以下だったら２万円だよとか、そういう説明はあまりなされていない。それに関して払えなくなったらどうするという説明は正直言ってどこからもされないです。払えなくなっちゃうじゃん、うちの子、となってしまう。そのお金の話しかしない親なきあと講座では、後見人というのは悪者です。後見なんかつけちゃいけない。つけないでやるためにはどうしたらいいか。そんな話になってくるんです。そういうのを若いお母さん達がみんな聞いて、まるっと信じています。それは利用促進に対してはマイナス要素でしかないと思うんですね。そういった一般的な事情があるので、その辺を少し考えていただければと。若い障害者の保護者であったりとか、結構グレーなことをしている親が、子供が成人になったら勝手に子供のお金を使っちゃいけないんですよね。いろいろな手続きやっちゃいけないんですよね。やっちゃってますよね。グレーですけれども。本当はいけないことなんだと誰も知らないんですよ。本人を窓口に連れていけばいいんですけれどね。そういったようなこともものすごく大事なことなのに、みんな知らないで、後見はお金がかかるからやっちゃだめ、という胡散臭い人達の話をまるっと信じちゃうんですよ。それを公式のつくば市や成年後見センターでやっているような講座できちんと説明してあげて、払えなくなったらこういう手が使えるよとか、そういうようなことをきちんと教えてあげないと相変わらず後見人は悪者です。一応市民後見やっているんですけれども、講座の中で私は悪者の状態で話を聞かなきゃいけないという話になっているんですね。そういったような一般社会でどのような認識をされているのかということを認識して講座を組み立てていかないと、制度を幾ら説明してもうちには無理ねって引いちゃうんです、みんな。こうなったらどうしたらいいのか、これで大丈夫だよがなかったら日本人は安全より安心が好きなので安心させてあげられる一言を講座のどこかで入れていっていただかないと使えないで

す、今のままでは。新しい制度だと使い方も使い勝手も良くなるみたいなんですけれども、相変わらず医療の同意書は書けなかったりとか意味がないですけれども、後見人の方書いてくださっていますよね。そういうようなことがあるので、いろいろ課題が残っていることを包み隠さずお話したほうがいいと思いますが、どうにかなる部分を説明していただきたいと思います。この内容に関する質問じゃないのですが、そういうところを検討していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○椎名委員長

各種研修等の講座内容につきまして、どうかよろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。それではないようですので、次の議題に移っていきたいと思います。では協議事項(1)第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について、事務局から説明をお願いいたします。

６　協議事項

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）

（1）第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

それでは、事務局より資料２を用いて説明いたしますので皆様そちらを御覧ください。２ページ目です。第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗についてと題しておりますが、こちらでは改めまして成年後見制度関連の経緯と市の状況や現基本計画に関することを説明して参りたいと思います。３ページを御覧ください。３ページと４ページですが、成年後見制度の開始から今年の法改正の流れまでの関連法と関連計画についてまとめた経緯となっております。すでに皆様ご存じの方いらっしゃると思いますが、改めて御覧いただければと思います。成年後見制度の始まりは2000年に遡りまして、ノーマライゼーションであったり、自己決定の尊重の浸透等があり、禁治産制度が廃止され、現在の成年後見制度、任意後見制度が開始というところから始まっています。始まった2016年の背景ですが、必要な方への支援の方法として推奨されていた一方で、いろいろな理由での利用のしづらさであったりですとか、そういったことでなかなか利用件数が少なかったり、本人の権利擁護の面があると言われておきながら、意思決定支援であったり身上保護、いわゆる福祉的な視点に乏しい運用というのが課題に

なっておりました。そういった背景を踏まえて、改めて国の方で成年後見制度の利用促進に関する基本理念や国の責務などを定めた成年後見制度利用促進法といったものが 2016 年に制定されております。それに基づいた取組をまとめたものとして、国の方で 2017 年第１期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、利用者がメリットを実感できる制度の運用の取組などが盛り込まれ、それを踏まえてつくば市におきましても、令和３年度から第１期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定しております。こちらは令和３年度から５年度までのものでございまして、基本的にはこの成年後見制度利用促進法であったり、国の基本計画を勘案しまして策定したものとなっているのですが、本人らしい生活ができるような制度の運用ということで、後見もそうなのですが保佐・補助の利用促進であったり、つくば成年後見センターを中核機関と位置付け、その役割と取組等を進めて参りました。４ページを御覧ください。４ページはそれぞれ国と市の第２期基本計画についてまとめているものですが、両者共通するところとしましては、令和８年度、今年度が最終年度となっておりまして、次期計画の策定を控えているという状況でございます。もしかしたらニュース等を御覧になられた方もいらっしゃると思いますが、今年６月に民法等の一部改正が公布されました。それに伴いまして成年後見制度の改正も発表されております。内容については協議事項の資料でも説明する予定でいるのですが、代表的な例としては、後見・保佐を廃止して補助の制度に一元化されたりですとか、これまで本人の判断能力が回復してもやめることが非常に困難で、むしろなかなか不可能に近かったような状況だったのが、利用の必要がなくなったときに制度の利用を終了することができるようになる等、大きく内容が変わったものが発表されております。続いて、５ページを御覧ください。こちらではつくば市の概要としまして、令和６年度から８年度までの各統計値を掲載しております。人口が増加傾向でございまして、それに伴いまして高齢者人口であったり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者の人数というのは全体的に統計値が増加傾向であることが伺えると思います。では、６ページを御覧ください。第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を現計画といたしますが、こちらは参考資料にもございます現計画の冊子からそのまま抜き出したものですが、計画策定の趣旨を少し説明させていただきます。詳細は参考資料を御覧いただければと思います。策定の趣旨としましては、成年後見の利用を含めた権利擁護支援の相談窓口の整備、周知など成年後見制度の利

用促進に向けた取組を行うために、中核機関としてつくば成年後見センターを設置し、第１期計画で行ってきた取組をさらに強化し推し進めていくこととしているものが現計画の趣旨でございます。続いて７ページ、計画の位置づけでございますが、こちらも現計画から抜粋したものにはなるのですが、記載の通り成年後見制度利用促進法を踏まえた基本的な計画としまして、市で行っている他の障害者計画、高齢者福祉計画など他の関連計画とも整合性を図るものとしております。期間は令和６年度から８年度までとなっております。続いて８ページ御覧ください。現計画の目標と施策でございます。目標としましては、本人の意思決定を念頭に置く制度利用として、本人らしい生活が継続できるような制度の運用改善を図ること、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ることとしております。それに関連する施策としまして、そういった権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化、中心となる中核機関の機能強化ということを掲げております。続いて９ページを御覧ください。ここからは、本計画における活動指標と取組について全部で６つございますが順番に説明をして参ります。まず一つ目としましては、成年後見制度や虐待防止などの権利擁護支援を必要とする利用者の把握と早期発見・早期支援に関する活動指標と取組です。障害分野、高齢分野、また中核機関のつくば成年後見センターとそれぞれ役割分担と適宜お互い連携しながら相談対応を行っているものです。第１期計画の令和３年度から実績が続いているのですが、令和７年度の実績につきましては先ほどの報告でもございました通り、障害の方で基幹相談支援センターとしまして、障害者地域支援室と委託をしている事業所４か所の合計、地域包括支援センターは、地域包括支援課と委託している包括支援センター６か所の合計となっております。なお、令和８年度から委託の地域包括支援センターが１か所増えて７か所となっております。つくば成年後見センターにつきましても数字の変動があるところは目に留まると思いますが、こちらは、昨年度の委員会で御説明があったかと思いますが、集計方法など調整した結果、内容等精査してより実態を把握できるような集計方法に調整した結果のものとなっております。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

つくば成年後見センターの令和７年度の相談対応の実績についてですが、先ほどつくば市からも報告がありました通り、昨年度から統計方法が変わりまして、

事務連絡、こちらは講座ですとか、そういったところに関する事務連絡については件数に入れず、1,582 件というのは純粋な相談対応について関わる件数となっております。令和８年度につきましては６月 30 日時点で 238 件ございました。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）

続いて 10 ページを御覧ください。二つ目は各種制度の利用促進についての活動指標と取組です。法改正でもこの後触れていきますが、本人の個別的な事情に対応できることを目的に、成年後見制度ももちろんですが、それ以外の他の制度を活用することに関するものとしております。特に今回制度の利用終了後の支援というところも触れられてきますので、より大事な指標になってくると考えております。こちらではつくば市社会福祉協議会実施の日常生活自立支援事業、つくば市内の成年後見制度の利用者数、これは県が調査しているものですが、２点を活動指標としております。令和８年度の成年後見制度の利用者数は、これから調査を行うとのことですので、結果が出次第また皆様と共有できればと思っております。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

つくば成年後見センターです。日常生活自立支援事業、延べ利用者件数につきましては、令和７年度 46 名となっております。内訳としましては、認知症が 16 件、知的障害が８件、精神障害が 22 件となっております。令和８年度につきましては、37 件となっておりまして、内訳が認知症 11 件、知的障害６件、精神障害が 20 件となっております。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）

続いて 11 ページです。三つ目は講座・研修の実施についてです。市では成年後見制度等の周知啓発を目的としまして、市民を対象とした入門的内容の講座と、ケアマネジャー、相談支援専門員といった専門職向けの実践的内容の研修会等、目的に応じた様々な研修会を実施しております。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合として、令和７年度は 65%以上となっております。令和６年度より下がった数値となっているのです

が、こちらについては、講座を受講したことで、制度利用に対して一度利用するとやめられない、法律が変わってから検討したいという声が参加者から上がりまして、制度内容を具体的に理解し、利用慎重に判断する人が増えた印象がございます。また、回答者には支援者として参加し、自分自身の利用意向ではなく、支援者の立場から回答した方も含まれています。応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合としましては、令和７年度 90%となっております。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
　続いて 12 ページを御覧ください。こちらも先ほどの報告でも説明があったかと思いますが、成年後見人等の業務支援についてのものです。専門職ではない親族後見人等からの相談に応じる等、いわゆる中核機関による支援者を対象とした支援者支援というような言い方があると思いますが、そちらに関する取組でございます。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）
　令和７年度は８件、令和８年度は６月 30 日時点で１件となっております。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）
　続いて市民後見人（法人後見支援員）とございますが、現計画の目標にもある担い手の確保について盛り込まれておりますが、これまで市民後見人養成講座を２回実施しておりまして、今年度も実施に向けて今、企画調整を進めております。養成の修了者が将来的に単独活動できることを目的に引き続き取り組んで参りたいと考えております。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）
　令和７年度の延べ活動回数につきましては 69 回、令和８年度は 13 回となっております。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
　続いてチーム会議への中核機関への参加に関するものです。成年後見の利用開始の前後に関わらず、必要な場面で成年後見センターがケースに関与することに

よりまして、他機関が連携して対応するチーム会議といったものが効果的に運営されることを目指している指標となります。
○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）
参加回数につきましては、令和７年度が 20 回、令和８年度が４回となっております。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
１点補足がございまして、10 ページの成年後見制度の利用者数ですが、本格的な調査は県の方で実施されておりますが、速報値としまして、先日県から報告がありましたので共有させていただきます。令和８年７月１日時点の数字になりますが、つくば市内における利用者数で成年後見が 157 人、保佐が 33 人、補助が８人、任意後見が２人、というのが速報として報告がある状況です。正確な数字は調査結果が分かり次第共有できればと考えております。補足でございました。以上、現計画の取組と進捗について説明いたしました。今後の取組内容と活動指標もそうですが、現計画の課題、次期計画の策定方針などと勘案しまして皆様と御相談しながら検討していきたいと思っております。こちらからの説明は一旦以上とさせていただきます。

○椎名委員長
ありがとうございました。只今の説明につきまして御意見、御質問等おありの委員の方いらっしゃいましたらお願いいたします。山下委員お願いします。

○山下委員
10 ページの御説明をいただいたところで、日常生活自立支援事業の方が人数的には軽微に増えてはいますが、なかなか増えないところがその他の方々どういうふうにされているのかなと。現場では一般の身元保証会社などを活用している例も見受けてはいるのですが、そういう中でも、この制度を使える方は結構いらっしゃるのですが、伸び悩む理由を分析されているのかということと、今後成年後見制度が新しい制度になったときに、後見が終了になった後に受け皿として新しいセンターが作られる予定には計画としてはありますので、活動員として、どういう条件の人が勤務することになるか分からないですが、できればつくば市で今

後市民養成講座でたくさん排出されていくのであれば、どちらにでもスライドできるような形で日常生活自立支援事業だったり、後見終了後の活動の支援員だったりも視野に入れていただけたらと思いますが、現状日常生活自立支援が伸びないのは何かあるのでしょうか。

○椎名委員長
　事務局よろしいですか。

○事務局（つくば成年後見センター・河原井所長）
　御意見ありがとうございます。日常生活自立支援事業ですが、実を言いますと対象者をどう選定していくのか、また利用しやすいのかしにくいのかというと、若干しにくかったというのが今までの反省のようです。我々も実際やってみていて、こういう方が該当するかしないかという御御談をさせていただく中で、なかなか制度にのらないというのが相談の現場の意見でございます。今度、法改正で、日常生活支援事業の方は社会福祉法の一部改正の方にのってくるのですが、そうなってくると成年後見制度が変わります、その狭間をどうしましょう、日常生活支援事業を拡大して、新しい社会福祉事業としてやりましょうというのが今回の流れだと思いますが、その部分に対応できるようにまずは我々が準備しないといけないということもありますので、しっかり研究させていただいて対応できるように準備していきたいと思います。また実績としますと、４月１日現在の数字をストックをそのまま載せている状況でございまして、現実は５件増えました、３件減りました、などのように少し波があるのが現実で、トータルしますと年間で新規で契約が 10 件単位でどんどん増えていっています。以上です。

○山下委員
　そうしますと、日常生活自立支援を利用できない要件の大半というのは、もう認知症が進んでしまって制度を理解することができないから契約できませんよということが多いのか、どういった傾向があるのか、もしお分かりでしたら教えていただけますか。

○椎名委員長

事務局、お願いします。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）
先ほどお話のあった認知症が進んでしまって契約できる状況ではない方ですとか、こちらは御本人との契約になりますので、御本人が自分で管理したい、他の人に管理されるのは嫌だという意見もあると、なかなか契約に至らないという場合もございます。

○椎名委員長
その他いかがでしょうか。言葉でこんな感じ、と総括できるような言い方はありますか。現計画、第２期計画、数字の方でいくつか出てきていますが、この辺全部ひっくるめてまとめた感じで、こんなふうに表現できるといったところでしょうかね。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
現計画の進捗につきましても、まだまだ周知の面であったりですとか、まだまだ十分やっていく必要があるかなという実情です。やはりこの成年後見制度をどういった方に行き届けるかというところで言いますと、御自身が御高齢になったですとか、同居の家族が病気をしたですとか、そういったきっかけがないとなかなか成年後見制度に意識が向かいづらい部分があると感じております。いろいろ周知啓発活動ですとか、やっているのですが、成年後見制度の利用を検討した方に加えて、まだ自分には関係ないと考えているような方に対してどう届けるかということを引き続き課題として、今回法改正も含めておりますので、そういった取組を検討していく必要があると考えております。

○椎名委員長
一定程度利用の方は進んできたとは思いますが、致し方なく、のような形での利用が多いですよね。現計画の目標には保佐とか補助とか後見とか数を増やしていこうと書いてあるのですが、なかなかその辺がうまく増えていかないので、新しい制度になったときにも引き続き課題になってくると思います。その他いかがでしょうか。特にないようであれば、その次の部分で制度改正の部分のところが

入ってきますので、協議事項(2)法改正を踏まえた市の計画策定について移っていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

〇事務局（障害者地域支援室・片桐主査）

（2）法改正を踏まえた市の基本計画策定について

それでは、資料２の 15 ページを御覧ください。これより法改正を踏まえた市の基本計画策定について説明をして参ります。16 ページを御覧ください。こちら先ほど皆様と共有したものにはなりますが、改めて今年６月に民法の一部改正がございまして、成年後見制度が今後大きく変わることとなりました。17 ページ、後ほど国で発表されている資料を用いて確認していきたいと思いますが、その中から主なものを抜き出しまして、成年後見制度の中にあります法定後見、任意後見制度の改正前・改正後の内容をまとめたものになります。法定後見でいうと、いわゆるそのオーダーメイド型というところが前面に出ていることが特徴的かと思いますが、法定後見の改正前・改正後のところで言いますと幾つかありますが、一番特徴的なものと思われるものは後見・保佐についてです。本人の判断能力が回復しない限りやめることができないといったものが、利用の必要性がなくなったときにやめることができるようになるということ。後見・保佐・補助の３類型あったものが補助に一元化されること。また、本人の意見の尊重の推進ですとか、意向確認というのが十分に反映されないケースというのがあったことを踏まえて本人の意向確認についても、今いろいろな手続きを行うにあたって明確化されるようになったこと。死後事務の権限に関しては、成年後見人のみであったものが補助人も行えるようになること。任意後見制度ですが、改正前、任意後見監督人の選任が必須だったものが、状況によっては必要がない場合といったものも認められるようになり、監督の必要がない場合は選任がされないこと。法定後見の利用を開始すると自動的に任意後見制度が終了になっていたものが、補助制度の開始も併用できるようになったことなど、こういったものが主な改正内容をまとめたものになります。続いて 18 ページ、こちらは国の資料をそのまま掲載しているものになりますが、右上の表にもともとの法定後見の類型、それぞれ後見・保佐・補助に関するものが載っています。それぞれの判断能力に応じて支援内容がそれぞれ決められているようなものになりまして、こちらがすべて補助に一元化されるといったことが主な改正事項に記載されています。補助に一元化であったりですとか、利用の必要性がなくなったときには制度利用を終了することが可能で

あったりとか、補助人の選任時、本人の意見、本人の意思の尊重意向の把握について今回義務化ということが盛り込まれたことであったりですとか、本人の利益のため特に必要があるときは、解任することができるということが盛り込まれております。19 ページ、事理弁識能力を欠く状況にある者、今で言うと後見相当の方というのがイメージしやすいと思いますが、そういった状況にある方についても、特定の行為、例えば財産処分に関することなどを含まれると思いますが、本人の同意であったり、制度利用の必要性を要件に特定の行為について代理権を付与することができるということになっております。ただ、これもあくまでも本人にとって必要な範囲での利用であり、本人の意向確認が大事になってくるという点が掲載されております。下の方に、事理弁識能力が回復していない場合でも、というところがありますが、判断能力本人がその病状的な回復がなくても必要性がなくなれば、裁判所の許可・判断の上やめることができるといった内容になっております。では 20 ページを御覧ください。こちらは、いずれも本人の利益のため、本人の意向把握という今までなかった文言が法の中で明文化されまして、本人の意向確認というところがより一層大事になってくる内容というふうに取れます。21 ページ御覧ください。こちらは、補助人が死後事務の権限が認められるようになったことですとか、意思表示を受領する特別代理人の新設とあるのですが、例えば何らかの意思表示を本人ができないときにそれを受領できる者を代わりに立てるというような制度が創設されるということが示されております。続いて 22 ページです。ここからは任意後見制度に関する改正内容ですが、本人と任意後見受任者との間でというところの記載ですが、これまで任意後見人がそのまま死亡してしまいますと、次の任意後見を依頼する仕組みといったものがなかったところを、そういった状況になっても任意後見の契約の効力を発生させることが可能になっております。では 23 ページを御覧ください。以上が法改正の主なお話になりますが、こちらは改正前後の経過的な措置に関してまとめられているものでございます。例えば、現行制度を利用している方については、新制度が始まってすべて無効になるというわけではなく、基本的には現行法の内容で利用継続可能となっていて、新制度に移行したい場合などは、別途申立てをすれば利用が可能になるといったことが記載されております。では 24 ページを御覧ください。これまでは民法の一部改正による成年後見制度の改正に関するお話でしたが、こちらは関連法の改正として社会福祉法の一部改正についてです。成年後見制度や地域に

おける権利擁護事業の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能とするというような記載がございまして、簡単に言うと中核機関の設置について法の中で明文化されることになりました。25 ページを御覧ください。こちらは成年後見制度の利用のみならず、本人に対して必要な成年後見以外の権利擁護支援を提供するにあたってどう組んでいくかといったことが想定されているものになります。では 26 ページを御覧ください。法改正後のイメージが少しでも付けばと思いまして架空事例を用意してみました。架空事例①高齢者「補助の利用と終了について」と題しました。80 代女性、家族などの身寄りはなく一人暮らしをしている。軽度認知障害の診断はありますが、身の回りのことなどができる状況にあり判断能力が比較的保っているということです。本人所有の不動産（土地）の売却を検討していますが、そういった手続きを行うことに不安を感じ、本人の申立てによって補助の開始が始まりました。補助人については、高齢者支援と不動産売買に長けた者が選任され、本人の意思を丁寧に確認しながら必要な情報を分かりやすく提供し、売買契約などの支援を行いました。不動産の売却が完了し、本人が希望していた補助人の支援が不要となったことから、本人の申立てにより補助の利用が終了となりました。終了後は日常的な金銭管理などについては、社協が実施している日常生活支援事業を活用しながら、自宅での生活を継続しているというものでございます。このケースは特定の土地の売買といった要件が終了したので、それ以降特に補助の利用はこの人にとっては必要ないので、一旦終了して別の制度の活用に繋がっているといったものを示しております。架空事例②は割愛します。28 ページを御覧ください。28 ページ、29 ページともに国の方で今検討されている第３期基本計画の策定にあたっての進め方についてですが、こちらについては国の方でも令和 10 年度の実施、改正法の施行といったものを想定していて、第３期基本計画策定期間中に新制度の運用開始となること、しばらくは現行制度と新制度が併存することを踏まえた対応をしてくことになるだろうといったことが示されております。29 ページに移りまして、それを踏まえて国の方でワーキング・グループを実施して、今後次期基本計画に盛り込む内容を検討していく予定になっておりまして、秋以降 12 月を目途に次期計画に盛り込む内容の取りまとめを行うと示されておりましたので、これが一つの目途になくなってくると考えております。想定される論点の中で（新規）と法改正の内容を踏まえたものがそれぞれ盛り込まれておりますが、市の基本計画におきましてもこ

ういった点がおそらく盛り込まれるだろうと考えております。そういったことを示したのが 30 ページです。大まかな計画策定の方向性のイメージとして現行制度とその法改正の要素といったものを考慮しながら取組の推進強化を進めていくといったものを想定しておりまして、それを踏まえて想定される市の基本計画に盛り込む事項をまとめたものを掲載しております。補助の利用終了後の支援を見越したものであったり、本人の意思決定に沿った制度をどういう運用していくかといったことを市の基本計画においても想定しておりまして、引き続き国の動向を注視しながら随時検討していきたいと考えております。以上、国の今の検討状況を踏まえまして、あくまでも現時点における想定案になるのですが、市の計画における新計画というふうに出しておりますが目標と施策をまとめたものになります。基本的には、いずれも現計画をベースにしたものとなっておりまして、本人の意思決定のところが詠われことを踏まえてより個別の状況に応じた運用であったりですとか、成年後見の利用だけでないネットワークづくりを行うために切れ目のない支援を実施したりですとか、そういった内容について現計画をベースに盛り込んだものとなります。32 ページがその施策についてです。目標と内容がリンクしているところであると思うのですが、先ほどの社会福祉法改正の中核機関の内容があったと思うのですが、特に今、中核機関の取組を施策に盛り込んでいるところを今後は権利擁護相談支援センターに求められる機能といったところも視野に入れながら、更なる強化を図ることによって利用終了後も何らかの対応ができるような体制構築ができるように強化を図っていくといったものになります。最後に 33 ページと 34 ページに関してなのですが、こちらは市の次期計画策定に向けたスケジュール案となっております。国の計画と市の基本計画、市に関連する障害者プラン、高齢者福祉計画なども併せて載せています。第１回運営委員会の開催につきましては、７月ではなく８月の誤りです。失礼いたしました。先ほど、国の方でも次期計画の検討の進め方など公表されていて、今、順次ワーキンググループでの協議内容が共有されているような状況でございますので、そちらも確認しながら引き続き案の方を練って参りたいと考えております。基本的には今考えている案としましては、国の動向を踏まえて検討を進めていくということでございまして、そうすると第３期国の計画の公表が３月末になるというふうに見込んでおりまして、それをもってこちらの方でも案を検討していくということになりますと、４月の開始が過ぎることを見込んでおりまして、４月以降で、

委員会で皆様と案を検討したりですとか、パブコメ等の手続き等を行いながら計画担当の部署と相談しながら調整を進めていくような形で考えております。非常に駆け足で申し訳ございませんが、説明は以上でございます。

○椎名委員長
　それでは御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。牧野委員お願いします。

○牧野委員
　今の片桐さんの御説明の理解ですが、第２期の後ある程度空白期間が生じる。そのあとに第３期が立ち上がるという理解でよろしいですか。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
　御質問ありがとうございます。そうですね。本来であれば４月１日から開始できれば一番いいと思いますが、次期計画の開始まで４月より少し後になる見込みということでございますので、本格的にこういった内容で策定しましたとお伝えできるのは４月より少し後になることを見込んでおります。

○牧野委員
　今の段階では明確に期限を定められないということですか。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
　そうですね。大体想定はできるとは思いますが、明確にはその都度国の動向を見ながら、その都度検討して判断していくという流れになると思っております。

○牧野委員
　その空白の期間が生じることで、どういうデメリットが出てくるのか分からないですけれども、ある程度計画立ててやっていっていただける方が安心かなということを思いました。おそらく年単位に近いことになりますね。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）

そうならないように、その中でも速やかにやっていけるようにしていきたいと思っていますが、仮にそういった空白期間ができたとしても、こういった取組自体が全くされないというわけではございませんので、引き続き法改正の踏まえた内容を念頭に置きながら、これまでと同じような取組は実施していければと考えております。

○牧野委員

市民の生活というものは空白がございませんので、先ほど江藤委員からもお話がありましたように、成年後見制度につきましてはいろいろな意見や感想が蓄積している制度かと思います。私どもの会ではないのですが、成年後見制度で大きな被害にあったと主張される御家族の方達を支援している会もありまして、ちょっとショッキングなタイトルなのですが「連れ去られた母はお骨になって帰ってきました」という漫画を最近作成されて、私どもの支部にも送ってこられたということがありまして、私もその本１冊まるまる読みました。非常に行政の方達を悪い表情で書かれておりまして、ミスリードするようなものもあるかと思うのですが、でも御家族の皆さんのどういうところで困っているかとか、被害に遭っているかというところを説明する内容としては非常に分かりやすい漫画に仕立て上げられていると思いました。実際、江藤委員もおっしゃいましたけれども、この制度は使いたくない、使ってはいけないという声もたくさんありますし、実際私も随分昔ですが、夫の母を連れて裁判所に夫が行ったときに、同居なのであれば自分達で頑張りなさいと言われ帰されたということがあって、この制度は使えませんでした。そういう御家族の声を使ったときに、こういうことで困ったという声をこれまでつくば市の中で吸い上げておられるか、或いはそういう窓口を作っておられるか、ということを確認させてください。

○椎名委員長

事務局お願いします。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）

成年後見制度を含む権利擁護に関する相談窓口としましては、障害者地域支援室、あとは委託している事業所、地域包括支援課、委託している地域包括支援セ

ンター、つくば成年後見センター、それぞれ受け付けておりまして、実際御相談に来られる方で、例えばお子さんが施設に入っていて、施設の方から「お母さん、そろそろ年齢も高くなってきたし、成年後見の利用を申し込んでくれ」というようなことを言われて、私どうしたらいいのかしら、というような御相談で来られる方も少なくはないと感じております。中には本当はしたくないけど、言われたからやらなきゃいけないのかということで来られた方がいらっしゃいますので、こちらとしては制度の趣旨を説明した上で、申立てにあたって本当に必要かどうかを考えるきっかけになればと思いながら、相談を受け付けているところではございます。実際に進めたいということであれば、そこはもちろんつくば成年後見センターとも連携しながら対応していきますが、実際に手続きを進めたいというような御相談を受けるだけではなく、迷っている方であったり、本当はしたくないがどうすればいいんだ、というような方の御相談を一緒に考えていける体制はこちらでも用意できていると感じております。

○牧野委員

これから途中でやめることができるという制度にも変わっていく中で、でもやはり家庭裁判所の判断を仰ぐというようなところもありますので、使っている方々の御意見や感想を吸い上げられるような制度もぜひ取り入れていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○椎名委員長

ありがとうございます。成年後見センターの方にはそういった声というのは上がってきていますか。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

つくば成年後見センターの方で、後見人が付いてからの相談というのはあまりないのですが、まだ成年後見制度を利用していない方で制度を利用した方がいいのか、利用しなくても生活できるのかといったような相談はお受けすることはあります。相談者の方からのお話をよく伺った上で、本当に成年後見制度が必要な方なのかどうかというのは相談に来た方や御本人を含めて検討させていただいている状況です。

○椎名委員長
　ありがとうございます。特に市長申立てのところで勝手に進んでしまうと、問題になりやすいと思いますが、つくば市の方の利用支援会議の流れ、市長申立ての説明を事務局からしてもらってもいいですか。

○事務局（地域包括支援課・金子主任）
　つくば市で市長申立てを行う際に、御親族様へ意向調査と言って、２親等以内の方の意向確認をさせていただいておりまして、利用支援会議として、後見人の候補者を調整する会議の方でも、御家族様から回答いただいた内容も会議の中で伝えながら後見人の調整を進めている状況になっております。

○椎名委員長
　その流れで市長申立てをしてしまってもよいものだろうかと会議の議題に上がってくることもありますので、その部分で勝手に申立てをしてしまうといったことはないように、今のところは注意ができていると思います。その他、委員の皆様いかがでしょうか。国の出方次第みたいなものは出てきているので、新たな内容も、委員会の日程も、急に決まるかもしれませんが、その際はまたよろしくお願いいたします。それでは特にないようですが、ありますか。江藤委員お願いします。

○江藤委員
　大抵の法律は国会で可決された後、施行準備期間があるじゃないですか。今回は施行準備期間はどれぐらいでいつから本格施行になるのかといったような明確な時期は決まってますか。大抵２年とか３年とか置いて、その間にどんなことを我々はしたらいいのかといったことはまだ誰からも教わっていないんですよね。そういったようなことを具体的に分かるものがありましたら教えていただけると助かります。

○椎名委員長
　18 ページの下に施行日が出ていますね。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
18ページの左下の方に施行日が載っていまして、施行日は交付から２年６ヶ月を超えない範囲でとなっております。

○椎名委員長
今年の６月に公布をされているので、２年６ヶ月を経つまでには執行する感じになってますね。具体的な日付自体も出てはいないわけですが、２年６ヶ月と見込むということなので、市の第３期計画の方も令和９年度からスタートすると令和10年度のときに新しいものが施行されてしまうので、第３期計画自体は少し修正入って、さらにその次の第４期計画が本格的な新しいものになるのかというところですかね。よろしいでしょうか。それでは、次第７のその他に移っていきたいと思いますが事務局から何かあるでしょうか。

７　その他
○事務局（つくば成年後見センター・河原井所長）
社会福祉協議会、成年後見センター河原井でございます。資料１の８ページ、小川委員からの御質問で法人後見業務の終了案件について御説明した部分で、不明瞭な答え方をしてしまいましたので、正確にお答えさせていただきたいと思います。８ページの法人後見業務、そのうちの法定後見、延べ件数19件、その下に終了として６件とありますが、全て死亡終了案件でございます。大変申し訳ありませんでした。そのうち１件は審判直後に御本人がお亡くなりになりまして、確定前に家庭裁判所と相談させていただいて終了報告させていただいたという事案でございました。よろしくお願いいたします。

○椎名委員長
では、資料の修正案の追加記載をお願いいたします。その他事務局よろしいでしょうか。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主査）
今後の予定ですが、今の段階としましては第２回の委員会は来年１月頃を見込

んでおりまして、もしかしたらその国の発表状況によって前後する可能性があるとは思いますが、適宜皆様にお知らせできればと考えておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

○椎名委員長

ありがとうございました。日程等については質問等よろしいでしょうか。それでは、以上で本日予定しておりました協議事項は終了といたします。その他で委員の皆様或いは事務局から何かございますでしょうか。特にないようですので、議事進行を終了させていただきます。活発な御審議をいただきましてありがとうございました。

８　閉会

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

椎名委員長ありがとうございました。委員の皆様ありがとうございました。本日は限られた時間ではございましたが、皆様から貴重な御意見を賜り誠にありがとうございます。以上をもちまして、令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

配布資料一覧

（令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会）

記

(1) 次第

(2) 委員名簿

(3)〔資料１〕報告事項資料

・令和７年度実績報告（つくば市、つくば成年後見センター）

・令和８年度事業計画（つくば市、つくば成年後見センター）

(4)〔資料２〕協議事項資料

・第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

・法改正を踏まえた市の基本計画策定について

(5) 参考資料

・つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

・つくば市成年後見制度推進事業体系図

・第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画

以上

令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日　時：令和８年(2026 年)８月 18 日（火）13 時 30 分～
場　所：つくば市役所本庁舎２階　201 会議室

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　委員自己紹介

４　委員長・副委員長選出

５　報告事項
　(1)　令和７年度事業報告
　(2)　令和８年度事業計画

６　協議事項
　(1)　第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について
　(2)　法改正を踏まえた市の基本計画策定について

７　そ の 他

８　閉　　会

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会　委員名簿

委任期間：令和８年(2026 年) ４月１日～令和 11 年(2029 年) ３月 31 日

No	氏　　名	役職等（職種）	勤務先等（所属団体）
1	椎名　清和	教授	学校法人霞ケ浦学園つくば国際大学
2	漆川　雄一郎	弁護士	学園の森法律事務所（茨城県弁護士会）
3	小川　直宏	司法書士	つくば公園通り司法書士事務所（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部）
4	石井　恵美	副支店長	株式会社常陽銀行研究学園都市支店
5	萩原　直木	院長（医師）	医療法人社団つくば健仁会とよさと病院（一般社団法人つくば市医師会）
6	牧野　優子	理事・茨城県支部代表	公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部
7	江藤　睦	理事	つくば市肢体不自由児者父母の会（つくば市福祉団体等連絡協議会）
8	川村　佳代子	会員	つくば精神保健福祉会やすらぎの会（つくば市福祉団体等連絡協議会）
9	武田　真浩	施設長（主任相談支援専門員）	相談支援事業所筑峯学園（つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会）
10	山下　広見	主任介護支援専門員	居宅プランセンター煌（つくばケアマネジャー連絡会）
11	小林　雪子	大穂地区民生委員児童委員協議会副会長	つくば市大穂地区民生委員児童委員協議会（つくば市民生委員児童委員連絡協議会）
12	津野　義章	副会長兼常務理事	社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

オブザーバー

田中　史子	主任書記官	水戸家庭裁判所土浦支部

資料１

【報告事項資料】

- 令和７年度実績報告（つくば市、つくば成年後見センター）
- 令和８年度事業計画（つくば市、つくば成年後見センター）

令和８年(2026 年)８月 18 日（火）
令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

令和７年度実績報告
（つくば市）

令和７年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告（つくば市）

１　事業の目的

老人福祉法第 32 条の２、介護保険法第 115 条の 45 第３項、障害者総合支援法第 77 条、知的障害者福祉法第 28 条の２、精神保健福祉法第 51 条の 11 の３及び成年後見制度利用促進法第５条に基づき、成年後見制度の推進を図る。

２　実施内容

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施
(3) 成年後見制度利用の総合相談業務
(4) 市長申立て手続きの実施
(5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施
(6) 成年後見制度等の普及啓発

３　実績

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

○令和７年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日　　時	令和７年７月 11 日（金）13 時 30 分から 15 時
人　　数	委員 11 名、市・つくば市社会福祉協議会職員 13 名
議事内容	【報告事項】令和６年度事業報告、令和７年度事業計画 【協議事項】第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

○令和７年度第２回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日　　時	令和８年１月 23 日（金）13 時 30 分から 15 時
人　　数	委員 10 名、市・つくば市社会福祉協議会職員 14 名
議事内容	【報告事項】令和７年度事業経過報告、令和８年度事業計画案 【協議事項】第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について～第３期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて～

○つくば市成年後見制度利用促進定例会

日　　時	毎月１回実施(オンライン)
メ ン バ ー	市担当職員４名、つくば成年後見センター職員４名
議 事 内 容	月報および業務進捗状況報告、中核機関の業務について、 市民後見人養成講座修了生の活躍状況について、 事業運営の方針について等

(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施

下記の業務をつくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託

・成年後見制度の普及啓発、利用支援
・成年後見人等の受任者調整支援
・市民後見人養成・支援業務
・地域連携ネットワークの構築
・法人後見受任業務　など

(3) 権利擁護支援に関する総合相談業務

○相談実績

担当課	障害者地域支援室	地域包括支援課
相談延べ件数	460　件	555　件

※ 委託障害者相談支援事業所（４か所)、地域包括支援センター（６か所）の相談件数を含む

(4) 市長申立て手続きの実施

成年後見制度の利用が必要であるが、親族が不在または親族の申立てが見込めない場合に実施

○件数実績

担当課	障害者地域支援室	地域包括支援課
申立て件数	0　件	9　件

(5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の申立て審判費用または後見人等への報酬費用の助成を実施

○件数実績

担当課	障害者地域支援室	地域包括支援課
報酬助成金の支給	5　件	3　件

(6) 成年後見制度等の普及啓発

・庁舎内や窓口センター、市内の委託障害者相談事業所（４か所)、委託地域包括支援センター（６か所）等にパンフレットを設置

・市ホームページで成年後見制度等について情報を掲載

・市民や事業所連絡会等からの依頼で実施する出前講座で成年後見制度等について説明を実施

４　成果

・成年後見制度の普及啓発を行うとともに、権利擁護支援を必要とする方が適切に制度利用できるよう、つくば成年後見センター等と緊密に連携し、相談支援を実施することで適切な制度利用に繋げることができた。

・地域において市民後見をはじめとする権利擁護支援の実践者として活動するため、実践に必要と考えられる知識の習得及び情報交換等の場として、「市民後見実践者（フォローアップ）研修」を開催した。

・成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行い、被後見人の権利擁護を図ることができた。

５　課題

・身寄りがない、親族と疎遠等、権利擁護支援が必要と思われる対象者に対し、判断能力が低下する前から、対象者の意思の確認や状況把握、制度の紹介等を行い、対象者の希望に沿った支援を展開していく必要がある。

・判断能力の低下がみられる対象者については、可能な限りその意向を尊重した意思決定支援を展開していく必要がある。

・権利擁護を地域で担う者として、市民後見人の育成と活動の促進が必要である。

・補助の利用終了後も本人の状況に応じた切れ目のない継続的な権利擁護支援が受けられる体制を整備するとともに、関係機関や多様な制度・サービスとの連携を強化し、必要な支援につながる仕組みづくりを推進する必要がある。

令和７年度実績報告
（つくば成年後見センター）

令和７年度（2025 年度）つくば市成年後見制度推進事業　実績報告書

つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）

１　受託業務概要

老人福祉法第 32 条の２、介護保険法第 115　条の 45 の３、障害者総合支援法第 77 条、知的障害者福祉法第 28 条の２、精神保健福祉法第 51 条の 11 の３及び成年後見制度利用促進法第５条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本として実施した。

２　実施体制

(1) 組織

つくば成年後見センターを設置し、本事業及び日常生活自立支援事業並びにあんしん生活支援サービス事業を一体的に実施することで、包括的な権利擁護拠点とした。

(2) 体制

ア　所長　　１名（常勤兼務、社会福祉士）

イ　専門員　２名（常勤専任、社会福祉士）

３　中核機関業務

(1) 成年後見制度の広報（普及啓発）業務

ア　Youtube での動画配信

イ　成年後見制度入門講座　　全３回　参加者　　49 名

ウ　終活と成年後見制度　テーマ別講座　全５回　参加者　163 名

エ　専門職向け後見相談会　　全２回　参加者　　10 名

オ　フォローアップ研修　　全１回　参加者　　14 名

(2) 成年後見制度の利用相談業務　※新規ケース

ア　利用相談実人数

法定後見		任意後見		あんしん		計
障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	
30	56	1	3	2	15	107
86		4		17		

イ　相談形態

電話		来所		訪問		その他		計
障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	
25	61	5	10	1	2	2	1	107

86	15	3	3	

ウ　圏域別

	筑波	大穂	豊里	桜	谷東	谷西	茎崎	他市町村	不明	計
本人	0	0	1	3	8	1	0	0	7	20
親族	2	4	1	5	1	3	4	9	7	36
後見人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関係者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
関係機関	4	3	1	8	5	1	9	3	4	38
つくば市	1	1	1	5	1	1	1	0	1	12
計	7	8	4	21	15	6	15	12	19	107

(3) 成年後見制度の相談対応業務　※相談継続ケース

ア　相談対応実人数

法定後見		任意後見		あんしん		計
障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	
111	118	0	1	3	12	245
229		1		15		

イ　相談形態

電話		来所		訪問		その他		計
障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	
584	534	19	29	63	47	104	95	1,475
1118		48		110		199		

ウ　相談対応の内容

相談対応		申立支援		受任調整		ケース検討		後見人支援		その他		計
障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	
215	364	312	133	243	199	0	5	0	4	0	0	1,475
579		445		442		5		4		0		

エ　圏域別

	筑波	大穂	豊里	桜	谷東	谷西	茎崎	他市町村	不明	計
本人	11	6	8	31	28	8	3	7	9	111
親族	4	14	9	43	37	14	51	31	21	224
後見人	0	2	0	4	7	0	11	0	0	24
関係者	0	1	8	7	0	3	42	13	2	76
関係機関	13	8	69	112	138	46	76	122	2	586

つくば市	3	38	7	152	88	93	27	44	2	454
計	31	69	101	349	298	164	210	217	36	1,475

(4) 成年後見制度の事務連絡

	会議調整	視察調整	講座調整	情報提供	事務連絡	計
実人数	83	15	70	7	30	205
延件数	373	54	297	17	110	851

(5) つくば市成年後見制度利用支援会議

会議開催回数は全９回、協議事案は 19 件、そのうち申立類型は成年後見が 17 件であった。候補者については、社会福祉士（社会福祉専門職）11 件、弁護士４件、司法書士４件、法人後見６件で、家庭裁判所から審判が下りた事案が 15 件あり、選任された専門職後見人の内訳は社会福祉士６件、弁護士６件、司法書士１件、法人後見４件となった（複数後見人あり）。なお、家庭裁判所の判断で、候補者とは別の専門職後見人が選任された事案が２件であった。

４　法人後見業務

(1) 法人後見受任審査会開催状況

会議開催回数は全５回、協議事案は５件、そのうち申立類型は成年後見が４件、未成年後見が１件であった。家庭裁判所から審判が下りた事案が４件あり、すべて法人後見が選任された。

(2) 法人後見受任状況（令和８年３月 31 日現在）

ア　法定後見

認知症高齢者等				知的障害者等		精神障害者等				延件数
後見	10	保佐	2	後見	3	後見	2	保佐	2	19
終了	5	終了	1	終了	0	終了	0	終了	0	6

イ　任意後見（契約含む）

	契　約		任意後見監督人選任		合計	
内　訳	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢
	0	5	0	0	0	5
終　了	0	2	0	0	0	2

(3) 後見監督人受任状況（令和８年３月 31 日現在）

なし

(4) 活動実績（令和８年３月 31 日現在）

本人	親族	関係機関	その他	計
731	115	1,976	310	3,132

5　その他、成年後見制度利用促進に関すること

(1) 市民後見養成及び支援業務

市民後見人養成講座修了者の活動の場として、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見及び日常生活自立支援事業の見守り等支援活動に希望者が従事した。

支援員登録者 16 名（内訳）一期生…９名、二期生…７名

活動人数　法人後見 69 人　　日常生活自立支援事業 115 人

活動回数　法人後見 69 人　　日常生活自立支援事業 180 人

活動時間　法人後見 105.5 時間　　日常生活自立支援事業時間 285.5 時間

(2) つくば市成年後見制度利用促進定例会

12 回開催

(3) 視察研修及び情報提供

21 回参加（足立区、我孫子市、民生委員児童委員定例会等）

6　まとめ

(1) 成果

ア　中核機関業務

・「広報（普及啓発）業務」について、「成年後見制度入門講座」では延参加者が 49 名、「テーマ別講座」では延参加者が 163 名となり、成年後見制度に対する理解が進んだと答えた参加者が８割を超えた。

・「受任者調整支援業務」について、つくば市成年後見制度利用支援会議では、成年後見申立事案に対する候補者の推薦を行うために、福祉的視点から生活課題や制度の必要性を整理し、本人に関する情報提供を行った。

イ 法人後見業務

・被保佐人および被後見人等に対し、通所リハビリの利用開始支援をはじめ、銀行代理人届出や報告書提出などの各種手続きを実施した。

・入院・退院に伴う支援や財産分割への対応を行うとともに、死亡時の死後事務および任意後見契約等の新規契約締結に関する支援を行った。

・介護保険の認定調査や退院カンファレンスへの参加を通じて、関係機関との連携強化に努めた。

ウ その他、成年後見制度利用促進に関すること

日常生活自立支援事業利用者が必要な時期に成年後見制度へ移行できるよう、関係機関および担当者間で定期的に情報共有を行い、支援方針の確認や調整を実

施した。

(2) 評価

広報(普及啓発)や利用支援、法人後見業務を通じて、市民や支援者の制度理解の促進と適切な成年後見制度の利用支援を行うことができた。また、多職種連携や日常生活自立支援事業との連携により、本人の状況に応じた切れ目のない権利擁護支援を実践できた。今後も制度の周知と関係機関との連携強化に取り組む必要がある。

(3) 課題

成年後見制度への理解は徐々に進んでいるが、制度利用に繋がる相談には制度理解に対する個人差がある。適切な制度利用に繋げるため、関係者との連携をさらに強化するとともに、市民や支援者への継続した普及啓発が必要である。

法人後見業務では支援内容が多様化しているため、職員の専門性向上が必要であるとともに、受任件数の増加を見据えた運営体制の整備が課題である。

令和８年度事業計画
（つくば市）

令和８年度つくば市成年後見制度推進事業計画（つくば市）

１　成年後見制度利用促進に向けた体制整備

(1) つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催

(2) つくば市成年後見制度利用促進定例会の開催

(3) （仮称）第３期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定

(4) つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催

(5) つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力

２　つくば市成年後見制度推進事業の委託

つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託

(1) 中核機関業務

- 成年後見制度の広報(普及啓発)業務
- 成年後見制度の相談(利用支援)業務
- 成年後見人等の受任者調整支援業務
- 市民後見人養成及び支援業務
- 後見人支援業務
- 地域連携ネットワークの構築業務

(2) 法人後見業務

- 法人後見受任業務
- 後見監督人受任業務

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

３　権利擁護支援に関する総合相談業務

(1) 市民や関係機関等からの成年後見制度等に関する相談対応

(2) つくば成年後見センターとの連携強化

(3) 虐待防止等の権利擁護支援事業との連動した取組み

４　市長申立の手続きの実施

親族が不在また親族による申立てが見込まれない場合に、成年後見制度市長申立てを行う

5　つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

(1) 成年後見制度の申立て審判費用の助成

(2) 後見人等への報酬費用の助成

6　成年後見制度等の普及啓発

(1)　任意後見制度等の周知啓発の強化

(2)　成年後見制度等に関する相談窓口の周知啓発

(3)　改正後の成年後見制度の周知啓発（本人の意思決定を尊重した支援）

令和８年度事業計画
（つくば成年後見センター）

「令和８年度(2026 年度)つくば市成年後見制度推進事業業務委託」事業計画

つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）

１　受託業務概要

老人福祉法第 32 条の２､介護保険法第 115 条の 45 第３項､障害者総合支援法第 77 条、知的障害者福祉法第 28 条の２、精神保健福祉法第 51 条の 11 の３及び成年後見制度利用促進法第５条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本とし実施します。

２　重点目標

(1) 地域連携ネットワークの強化

本事業運営委員会の共同運営のみならず、ネットワークの強化のため市内の成年後見実施団体等による連絡連携の在り方を調査研究します。

(2) 担い手の育成と支援

市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度における成年後見人等の様々な担い手を育成支援します。

(3) 成年後見制度と終活に関する広報の強化

任意後見制度をはじめ、老いの準備としての「終活」について、講座の定期開催等により周知します。

(4) 成年後見制度の利用支援の強化

成年後見制度利用支援会議による成年後見人等候補者選定をはじめ、候補者の登録制度の開始を目指します。

３　実施体制

(1) 拠点

本会が設置する「つくば成年後見センター」において本事業を実施します。

つくば成年後見センター
所在地／つくば市筑穂 1-10-4（大穂庁舎１階、社会福祉協議会内）
連絡先／℡029-879-5511　e-mail:tsukuba.koken@gmail.com

(2) 従事職員（本事業分）

所　長１名（常勤兼務、社会福祉士）
専門員５名（常勤専従、社会福祉士）※前年度から３名増員

(3) その他

本事業のほか、つくば成年後見センターでは次の事業を実施することで、包括的な権利擁護支援体制を構築します。

ア　日常生活自立支援事業（茨城県社会福祉協議会から一部受託）
　　専門員２名（常勤兼務、社会福祉士）

イ　被保護者等金銭管理支援事業（つくば市（生活支援課）から一部受託）
　　専門員１名（常勤兼務、社会福祉士）

ウ　あんしん生活支援サービス（任意後見事業／本会自主事業）
　　専門員１名（常勤専従、社会福祉士）

※内容は、本書「５その他、権利擁護活動との連携」に記載

４　事　業

(1) 中核機関業務

ア　成年後見制度の広報(普及啓発)業務

(ｱ) 研修会やセミナー等の企画・開催

a 成年後見制度入門講座

生活に身近な会場で成年後見制度（法定後見、任意後見）概要をわかりやすく説明する入門的な講座とし、専門家が解説します。

実施時期（予定会場）等	内　　容
令和８年９月 （社会福祉協議会本部） ※年２回 ※参加者/各回 20 名	成年後見制度の概要 成年後見活動の実際について つくば成年後見センターの活動について （社会福祉士）

b 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連する各種テーマを設定（今どきの葬儀事情、任意後見契約と任意契約、金融資産と成年後見制度、遺言）し、それぞれの専門家が解説します。

実施時期（予定会場）等	内　　容　（講師等）
令和８年 11 月 （社会福祉協議会本部） ※参加者/各回 20 名	今どきの葬儀事情（市内葬儀場運営企業、弁護士） 任意後見契約と任意契約（弁護士） 遺言について学ぶ（司法書士） 人生 100 年時代の相続・終活を考える（金融機関） ※動画配信を予定します。

c 終活定期講座

終活について、専門家による講義を定期開催します

実施時期（予定会場）等	内　　容　（講師等）
通年 （社会福祉協議会本部） ※年４回 ※参加者/各回 15 名	人生の最期に備える「終活」について正しく理解し、これからの暮らしを安心して過ごすための第一歩として開催する。（相続診断士、終活カウンセラー）

d 支援者向け相談会

成年後見制度の利用を検討しているつくば市民の支援に携わっている支援者等を対象とした相談会を開催します。

実施時期（予定会場）等	内　　容　（講師等）
令和８年 12 月 （社会福祉協議会本部） ※参加者/各回 4 名	専門職（社会福祉士等）による個別相談会 ※事前予約制

e 親族向け相談会

成年後見制度の利用を検討している親族等を対象とした相談会を開催します。

実施時期（予定会場）等	内　　容　（講師等）
令和８年 12 月 （社会福祉協議会本部） ※参加者/各回 4 名	専門職（社会福祉士等）による個別相談会 ※事前予約制

（ｲ） 研修会へ参加

地域連携ネットワークの各機関や団体が開催する研修会等において、専門員が制度及び各種事業について説明します。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通年 （市内各会場）	民生委員連絡協議会、シルバークラブ連合会、地域包括支援センター定例会、地域サロン等

(ｳ) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等で配布します。また、家庭裁判所土浦支部、各金融機関支店窓口、ショッピングモール等に広報物の設置協力をいただきます。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通年 （市内関係機関窓口ほか）	・活用ハンドブック（ホームページ掲載） ・配布用印刷物（チラシ等）

	・各関係発行物の配布（裁判所、法務省、茨城県社協）

イ　成年後見制度の相談(利用支援)業務

成年後見制度の利用について丁寧に説明します。必要に応じて制度利用までの手続き等を弁護士法に抵触しない範囲で支援します。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通年 （成年後見センター）	窓口・出張相談、ケース支援方針検討会議 ※相談枠　／１時間×６枠程度 ※本部窓口／８時 30 分から 17 時 15 分まで ※出張相談及びケース支援方針検討会議（要予約）

ウ　成年後見人等の受任者調整支援業務

(ｱ) 親族後見人・市民後見人及び候補者等の支援

親族や市民が後見人等候補者段階、または後見人等に就任した後の継続的な支援体制を調整します。

(ｲ) 専門職後見人の受任者調整（マッチング）

専門職による後見等が想定される場合、専門職団体（地域連携ネットワークに参加する各関係機関）と連携し、適切な後見人等候補者を選定・推薦します。

(ｳ) つくば市成年後見制度利用支援会議兼法人後見受任審査会

後見人等候補者の推薦及び専門員による支援業務の専門性を確保、並びに後見人等の活動に対する助言や社会福祉協議会による後見人等受任の適否判断を行う機関として、地域連携ネットワークの参加主体を代表する委員による会議体を設置・運営します。

【委員名簿】（敬称略、任期：令和８年４月１日～令和 11 年３月 31 日、毎月１回（オンライン））

氏名	職種	所属	備考
椎名　清和	学識経験者	つくば国際大学	委員長
萩原　直木	医師	つくば市医師会	副委員長
漆川　雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会	
渡辺　季代子	司法書士	成年後見センター　リーガル・サポート茨城支部	
上田　和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会	
岡田　治美	市職員	つくば市福祉部障害福祉課	
相澤　幸子	市職員	つくば市福祉部地域包括支援課	

【各会議体の役割】

つくば市成年後見制度利用支援会議	法人後見受任審査会
・本人の状況に応じて適切な成年後	・社会福祉協議会に対する成年後見

見人等候補者を家庭裁判所に推薦 ・市民後見人や親族後見人を支援する後見人支援の取組を推進 ・権利擁護活動に係る相談事例について、専門的見地から助言	人等候補者の受任要請を審査 ・社会福祉協議会の後見活動等（法人後見活動）における事例ごとの諸課題について、専門的見地から助言

(ｴ) 成年後見人等候補者の登録制度

専門職団体との連携だけでは、成年後見人の担い手確保が難しくなっている現在、候補者の把握が重要になっています。つくば市の成年後見制度推進に協力いただける専門職や市民後見人養成講座修了生のほか、他市他機関で養成研修を終了した市民等を登録し、事例に応じた後見人候補者選定に活用します。

エ　市民後見人養成及び支援業務

(ｱ) 市民後見人養成研修（第三期）の開催

成年後見人等の担い手の確保と市民参加を目的とした研修を開催します。

実施時期（予定会場）等	内　　容
令和８年７月～12月 （市役所ほか） ※参加者/ 20 名程度	・事前説明会 ・厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準拠した研修プログラムを構成します。

(ｲ) 活動の場の提供

市民後見人養成講座修了生のうち希望者には、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務及び日常生活自立支援事業の各権利擁護活動（特に「見守り」に特化した活動）に従事いただく場を提供します。

※活動にあたり、代理人設定された利用者の預金口座を各金融機関窓口で取り扱うため、社会福祉協議会の臨時職員として雇用します。

(ｳ) フォローアップ研修

市民後見人養成講座修了者を対象に、身上保護の見守り活動を行う上で、必要と考えられる知識の習得および情報交換の場を設けることで、個別援助技術の維持向上を図る。

実施時期（予定会場）等	内　　容
令和８年 12 月 （社会福祉協議会本部） ※参加者/修了生	２時間程度 ・個別援助技術の向上を目的とし、活動分野に関連する専門職を講師とした講義を受講する。 ※他市区町村による養成講座を修了したつくば市民も含む

オ　後見人支援業務

後見人等活動が円滑に実施できるように、また、意思決定支援の際の課題整理と解決のために、「ウ　受任者調整支援業務」と連動した後見チーム体制の構築を支援します。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通期 （市役所） ※参加者/ 後見人等受任者ほか	・後見人等就任時の事例引継ぎ ・被後見人等に対する支援者との打ち合わせ ・後見人等活動に際しての課題整理 ・利用支援会議員（専門職）によるアドバイス

カ　地域連携ネットワークの構築業務

(ｱ) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催協力

実施時期（予定会場）等	内　　容
通期（年２回程度） （市役所） ※参加者/ 運営委員	・つくば市成年後見制度推進事業 事業計画及び事業報告について ・第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における各取り組みの進捗報告等

(ｲ) 関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会への参加

実施時期（予定会場）等	内　　容
通期（必要に応じて） （市役所ほか） ※参加者/ 専門員	各関係機関等による事例検討に際し、権利擁護分野の取り組み説明や事例中の課題分析・発表等

(ｳ) 市内の成年後見実施団体等連絡会の立ち上げ

実施時期（予定会場）等	内　　容
不定期(市役所) ※参加者/ 専門員	近隣市町村（水戸家庭裁判所土浦支部管内）を含む成年後見実施団体等連絡会による連絡連携の在り方を調査研究します。

(2) 法人後見業務

ア　法人後見受任業務

後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護します。家庭裁判所の要請に応じて成年後見監督人に就任します。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通期(市内ほか)	

(ｱ) 法定後見利用者の状況（令和８年６月30日現在）

認知症高齢者等						知的障害者等						精神障害者等						その他						延件数
後見	10	保佐	2	補助	0	後見	3	保佐	0	補助	0	後見	3	保佐	2	補助	0	後見	0	保佐	0	補助	0	20
終了	5	終了	1	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	6

(ｲ) 任意後見（契約含む）

	契　約		任意後見監督人選任		計	
内　訳	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢
	0	5	0	0	0	5
終　了	0	2	0	0	0	2

【実施体制】

a 専門員／２名（常勤兼務１名）

b 支援員／16 名（非常勤、月１回３時間程度の活動）

５　その他、権利擁護活動との連携

見守りから成年後見制度利用までの包括的な権利擁護サービス体系を構築するため、次の事業を実施する。

(1)　日常生活自立支援事業（茨城県社協事業、つくば市社協一部受託、第２種社会福祉事業）

認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通期(原則、市内) ※契約によるサービス提供 ※茨城県社協による審査あり	【実施業務】 ・福祉サービス利用援助（基本サービス） ・日常的金銭管理サービス（付随サービス） ・書類等の預かりサービス（付随サービス） 【契約者数、サービス料金】 37 名（令和８年６月末現在） (内訳)認知症高齢者 11 名、知的障害者 6 名、精神障害者 20 名 利用料 1,500 円/時間（超過の場合、加算あり） 【実施体制】 a 専門員／４名（常勤兼務４名） b 支援員※／16 名（非常勤、月１回３時間程度の活動） ※つくば市社会福祉協議会が雇用し、茨城県社会福祉協議会に登録

(2)　被保護者等金銭管理支援事業（つくば市事業、令和 7 年 12 月開始、つくば市社協一部受託）

心身の理由により依存症を抱えるなど金銭管理能力に課題がある被保護者に対し、本人の希望を前提に、預貯金の払い戻しや公共料金の支払い代行といった日常生活費の管理支援を行うとともに、日常生活を安定させるための支援や教育支援を行います。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通期(原則、市内) ※つくば市福祉事務所が利用者決定	【実施業務】 ・財産保管及び日常生活費管理支援 ・家計の収支改善及び貯蓄支援 ・その他の支援 【利用者】 ５名 【実施体制】 a 専門員／５名（常勤兼務５名）

(3) あんしん生活支援サービス事業（つくば市社協事業）

認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期的に訪問や連絡を行う「見守り契約」、自分の財産管理やその他生活上の事務について委任する「財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」の３つの委任契約に加え、判断能力が低下した時に支援する 「任意後見契約」をパッケージで提供する。

実施時期（予定会場）等	内　　容
通期 (市内ほか) ※契約によるサービス提供 ※法人後見受任審査会による審査あり	【実施業務】 委任契約 ・見守り契約(任意後見契約と併用)による事務 ・財産管理契約による事務 ・死後事務委任契約 による事務 ※公正証書遺言作成支援含む（遺言執行者就任あり） 【契約者数、サービス料金】 ３名（令和８年６月末現在） 契約手続き支援料 30,000 円、以降 3,000 円／月 個別サービス利用料（直接支援分）時間 1,500 円

資料２

【協議事項資料】

第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について
法改正を踏まえた市の基本計画策定について

令和８年8月18日（火）

令和8年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

協議事項（１）

第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

成年後見制度関連の経緯①

時期	制度等	主体	背景	主な内容
2000年（平成12年）	民法改正による成年後見制度、任意後見制度の開始	国	少子高齢化の進展、ノーマライゼーション、自己決定の尊重の浸透	禁治産及び準禁治産の制度　→　成年後見制度、任意後見制度の開始
2016年（平成28年）	成年後見制度利用促進法	国	【課題】 必要が見込まれる者への支援として成年後見制度の活用が推奨されていた一方で、利用件数の少なさ、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用、後見人等への支援体制の薄さ等があった。	成年後見制度の利用促進に関する基本理念、国の責務等が定められる。
2017年（平成29年）	第1期成年後見制度利用促進基本計画 （平成29年度～令和3年度）	国	上記法に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定	・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ・不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
2021年（令和3年）	第1期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 （令和3年度～令和5年度）	市	上記法及び上記計画を踏まえ、つくば市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として策定	・本人らしい生活ができるような制度の運用・改善、（保佐、補助の利用促進等） ・地域連携ネットワークづくりの強化 ・中核機関（つくば成年後見センター）の役割 ・市民後見人の養成 等

成年後見制度関連の経緯②

時期	制度等	主体	背景	主な内容
2022年（令和4年）	第2期成年後見制度利用促進基本計画 （令和4年度～令和8年度）	国	【課題】後見人等が本人の意向を尊重しない場合があること、地域連携ネットワークの体制整備の遅れ等	・地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤に「権利擁護支援」を位置付け。 ・本人の意思決定支援を踏まえた制度の運用。 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実 等
2024年（令和6年）	第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 （令和6年度～令和8年度）	市	中核機関など相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制の構築、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会の確保、地域連携ネットワークを活用した取組強化の必要性	・本人の意思決定に寄り添った制度の運用、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進、強化 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークとしての中核機関の機能強化
2026年（令和8年）	民法等の一部改正による成年後見制度の改正	国	【課題】 ・障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり。 ・後見人が包括的な代理権・取消権を有することによる自己決定の必要以上な制限 ・後見・保佐は、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない ・交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない。 等	・後見・保佐の制度を廃止→補助の制度に一元化 ・判断能力を欠く者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能 ・選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化 ・利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能 等

つくば市の概要

項目／年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
● 人　口	254,949人	258,951人	261,933人
● 面　積	283.72㎢	283.72㎢	283.72㎢
● 高齢者人口（65歳以上）	49,192人	50,034人	50,838人
● 高齢化率	19.29%	19.32%	19.41%
● 認知症高齢者（認知症自立度Ⅱ以上）	4,735人	4,678人	4,853人
● 地域包括支援センター	7ヶ所	7ヶ所	8ヶ所
● 障害者相談支援事業所	32ヶ所	33ヶ所	35ヶ所
● 療育手帳所持者	1,538人	1,625人	1,709人
● 精神障害者保健福祉手帳所持者	2,130人	2,327人	2,564人
● 日常生活自立支援事業利用者	32人	35人	37人

※ 各４月１日時点

第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画について①

計画策定の趣旨

～～～第１期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会が増えてきたこと等、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第１期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、令和６年度（2024年度）からの第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

※第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画「第1節計画策定にあたって」より一部抜粋したもの

第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画について②

計画の位置づけ

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。また、本計画は「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「つくば市障害者プラン」、「つくば市高齢者福祉計画」等本市が策定する他の関連計画との整合を図り策定しています。対象期間は、令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）までの３年間とします。

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

※第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画「第1節計画策定にあたって」より抜粋したもの

第２期計画における目標と施策

	No	目　標／施　策	内　容
目　標	1	本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。	• 本人の意思決定に寄り添った運用 • 保佐、補助の利用促進 • 任意後見制度の利用促進
	2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。	• 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり • 担い手の確保の推進 • 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及
施　策	1	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化	保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。
	2	権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化	市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、広報・相談・成年後見制度利用支援・後見人支援の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

第２期計画における活動指標と取組①

１　利用者の把握と早期発見・早期支援

概　要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援につなげるため関係機関と連携しながら相談に応じる。
第1期計画の課題	• 相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 • 本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	• 周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施する。 • ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化する。
第2期計画の取組	• 相談の初期段階から「権利擁護支援相談受付シート」を用いて支援者と権利擁護の必要性や課題を共有できる機会をもうける等して、関係者との連携を強化し支援を進めていく。 • 障害者・高齢者虐待防止対策支援事業を実施する。

活動指標

権利擁護の相談延べ件数（件）

※令和8年度：6月30日時点

相談機関／年度	令和３年度 実績 （目標値）	令和４年度 実績 （目標値）	令和５年度 実績 （目標値）	令和６年度 実績 （目標値）	令和７年度 実績 （目標値）	令和８年度 実績 （目標値）
基幹相談支援センター（※1）	49 （70）	125 （75）	117 （80）	264 （120）	460 （125）	※140 （130）
地域包括支援センター（※2）	370 （550）	353 （580）	314 （600）	522 （610）	555 （620）	※154 （630）
つくば成年後見センター	827 （250）	1，300 （270）	1，766 （290）	2，153 （400）	1，582 （450）	※238 （500）

※1　障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計
※2　地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所（※）の合計　　**※令和8年度より委託地域包括支援センターは7か所**

第２期計画における活動指標と取組②

２．各種制度の利用促進について

概　要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組む。
第1期計画の課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指す。
第2期計画の取組	活用ハンドブックの周知を行い、支援者の検討ツールとして活用しながら、個別性を踏まえた支援を進める。

活動指標

①　日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

※令和8年度：6月30日時点

令和３年度 （2021年度） 実績（うち新規） （目標値）	令和４年度 （2022年度） 実績（うち新規） （目標値）	令和５年度 （2023年度） 実績（うち新規） （目標値）	令和６年度 （2024年度） 実績（うち新規） （目標値）	令和７年度 （2025年度） 実績（うち新規） （目標値）	令和８年度 （2026年度） 実績 （目標値）
32（3） （40（10））	40（12） （50（10））	40（12） （60（10））	41（9） （50（10））	46（9） （60（10））	※37（2） （70（10））

②　成年後見制度の利用者数（人）

※水戸家庭裁判所による調査結果

令和３年度 （2021年度） 実績 （目標値）	令和４年度 （2022年度） 実績 （目標値）	令和５年度 （2023年度） 実績 （目標値）	令和６年度 （2024年度） 実績 （目標値）	令和７年度 （2025年度） 実績 （目標値）	令和８年度 （2026年度） 実績 （目標値）
181（※1） （190）	173（※2） （200）	184（※3） （210）	184（※4） （215）	181（※5） （220）	 （225）

※1　内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点　水戸家裁調査結果）
※2　内訳：後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人（令和4年10月1日時点　水戸家裁調査結果）
※3　内訳：後見142人、保佐33人、補助7人、任意後見2人（令和5年10月2日時点　水戸家裁調査結果）
※4　内訳：後見140人、保佐35人、補助7人、任意後見2人（令和6年8月1日時点　水戸家裁調査結果）
※5　内訳：後見142人、保佐30人、補助8人、任意後見1人（令和7年8月1日時点　水戸家裁調査結果）

第２期計画における活動指標と取組③

３　講座・研修の実施について

概　要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」）という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進する。
第1期計画の課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	• 市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討する。 • 行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置する。
第2期計画の取組	• 支援関係者への訪問や郵送により講座の周知とチラシの配布を行う。 • 市報への掲載、SNSによる発信を通して、市民に幅広く周知を行う。

活動指標

①　入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（%）

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。
※参加者アンケートにより集計

令和３年度（2021年度）実績（目標値）	令和４年度（2022年度）実績（目標値）	令和５年度（2023年度）実績（目標値）	令和６年度（2024年度）実績（目標値）	令和７年度（2025年度）実績（目標値）	令和８年度（2026年度）実績（目標値）
97 （50以上）	89 （50以上）	87 （50以上）	73 （75以上）	65 （75以上）	（75以上）

②　応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（%）

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加者アンケートにより集計

令和３年度（2021年度）実績（目標値）	令和４年度（2022年度）実績（目標値）	令和５年度（2023年度）実績（目標値）	令和６年度（2024年度）実績（目標値）	令和７年度（2025年度）実績（目標値）	令和８年度（2026年度）実績（目標値）
67 （50以上）	75 （50以上）	未実施 （50以上）	75 （75以上）	90 （75以上）	（75以上）

第２期計画における活動指標と取組④

４　成年後見人等の業務支援について

概　要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築する。
第1期計画の課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化する。
第2期計画の取組	• 家庭裁判所に成年後見センターのチラシを設置する。 • 申立て支援の段階から、成年後見人等選任後に成年後見センターが行う支援について案内する。また、親族が成年後見人等として選任された場合、困りごとはないか等のヒアリングを行い、家庭裁判所と連携を取りながら対応していく。

活動指標　成年後見人等からの相談実人数（人）

※令和8年度：6月30日時点

令和３年度 （2021年度） 実績 （目標値）	令和４年度 （2022年度） 実績 （目標値）	令和５年度 （2023年度） 実績 （目標値）	令和６年度 （2024年度） 実績 （目標値）	令和７年度 （2025年度） 実績 （目標値）	令和８年度 （2026年度） 実績 （目標値）
4 （5）	2 （7）	5 （10）	4 （11）	8 （12）	※1 （13）

第２期計画における活動指標と取組⑤

５　市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概　要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成する。
第1期計画の課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第２期の市民後見人養成講座を企画。
第2期計画の取組	• 令和6年度市民後見人養成講座修了生の法人後見支援員としての活動機会を提供する。 • 単独で活動できる市民後見人の養成に向けて進めていく。 • 市内の金融機関、医療機関、窓口センター等にチラシ・ポスター設置の依頼をする。民生委員児童委員連絡協議会やSNS、市報への掲載を通して、講座の周知を行う。

活動指標　延べ活動回数（回）

※令和8年度：6月30日時点

令和３年度 （2021年度） 実績 （目標値）	令和４年度 （2022年度） 実績 （目標値）	令和５年度 （2023年度） 実績 （目標値）	令和６年度 （2024年度） 実績 （目標値）	令和７年度 （2025年度） 実績 （目標値）	令和８年度 （2026年度） 実績 （目標値）
19 （30）	79 （40）	68 （50）	63 （60）	69 （70）	※13 （80）

第２期計画における活動指標と取組⑥

６　チーム会議への中核機関の参加について

概　要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築する。
第1期計画の課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握について共有できる取組を周知する。
第2期計画の取組	成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、対象者が抱える課題に対して、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握を共有する。必要に応じて、弁護士等の専門職から助言を求められる場を提供できるよう、調整を行う。

活動指標　参加回数（回）

※令和8年度：6月30日時点

令和３年度 （2021年度） 実績 （目標値）	令和４年度 （2022年度） 実績 （目標値）	令和５年度 （2023年度） 実績 （目標値）	令和６年度 （2024年度） 実績 （目標値）	令和７年度 （2025年度） 実績 （目標値）	令和８年度 （2026年度） 実績 （目標値）
13 （12）	4 （18）	11 （24）	12 （26）	20 （28）	※4 （30）

協議事項（２）
法改正を踏まえた市の基本計画策定について

成年後見制度の経緯

時期	制度等	主体	背景	主な内容
2000年（平成12年）	民法改正による成年後見制度、任意後見制度の開始	国	少子高齢化の進展、ノーマライゼーション、自己決定の尊重の浸透	禁治産及び準禁治産の制度　→　成年後見制度、任意後見制度の開始
2016年（平成28年）	成年後見制度利用促進法	国	【課題】 必要が見込まれる者への支援として成年後見制度の活用が推奨されていた一方で、利用件数の少なさ、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用、後見人等への支援体制の薄さ等があった。	成年後見制度の利用促進に関する基本理念、国の責務等が定められる。
2017年（平成29年）	第1期成年後見制度利用促進基本計画 （平成29年度～令和3年度）	国	上記法に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定	・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ・不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
2021年（令和3年）	第1期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 （令和3年度～令和5年度）	市	上記法及び上記計画を踏まえ、つくば市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として策定	・本人らしい生活ができるような制度の運用・改善、（保佐、補助の利用促進等） ・地域連携ネットワークづくりの強化 ・中核機関（つくば成年後見センター）の役割 ・市民後見人の養成 等
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～（中略）～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～				
2026年（令和8年）	民法等の一部改正による成年後見制度の改正	国	【課題】 ・障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり。 ・後見人が包括的な代理権・取消権を有することによる自己決定の必要以上な制限 ・後見・保佐は、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない ・交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない。 等	・後見・保佐の制度を廃止→補助の制度に一元化 ・判断能力を欠く者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能 ・選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化 ・利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能 等

成年後見制度主な改正内容（民法等の一部改正）①

	改正前	改正後
法定後見	• 本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等	● 本人が公正証書により締結した任意の相手も申し立て人になることができる。
	• 後見、保佐は本人の判断能力が回復しない限りやめることができない	● 利用の必要がなくなったときにやめることができる。
	• 後見、保佐、補助の類型	● 補助に一元化
	• 本人の意見の尊重の推進を図る必要性、本人の意向が十分に反映されないケース	● 本人の意向確認などについて明確化
	• 成年後見人のみ死後事務の権限あり	● 補助人も行えるようになる（火葬、埋葬契約の締結、相続財産の保存に必要な行為）
任意後見制度	• 任意後見監督人の選任が必須	● 監督の必要がない場合は選任されない。
	• 法定後見の利用を開始すると終了	● 補助制度の開始後も利用できるようになる。
	• 本人の判断能力が低下しても任意後見契約を開始させるための手続きが行われない場合がある。	● 本人が公正証書により指定した者も申し立て手続きを行うことができる。

成年後見制度主な改正内容（民法等の一部改正）②

一部引用：法務省資料（令和8年6月）
（民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

令和８年６月24日公布

令和8年6月
法務省民事局

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の 高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月　法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会　調査審議開始
令和8年	2月　法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月　法律案閣議決定 6月　参議院本会議において法律案が可決・成立（令和８年６月24日公布）

法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援者	補助人		保佐人		後見人	
支援内容	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為の取消し＋特定の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
  - ・本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止 【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
  - ・事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能 【民法10条】（新旧p6-7）
- 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
  - ・利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能 【民法12条】（新旧p8-9）
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない
  - ・選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化 【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
  - ・本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能 【民法876条の5】（新旧p34-35）

遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
  - ・パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設 【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- 押印に関する慣行や法意識の変容
  - ・押印の任意化 【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

等

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。

施行日　成年後見制度：公布から２年６月を超えない範囲で政令で定める日　遺言制度：公布から１年（システム改修を要するものは３年）を超えない範囲で政令で定める日

成年後見制度主な改正内容（民法等の一部改正）③

一部引用：法務省資料（令和8年6月）
（民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

成年後見制度の見直し　**法定後見制度の見直し（開始の要件及び効果、終了等）**

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

1．本人にとって必要な範囲・期間で制度利用を可能にすること

○　事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると、成年後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度（後見の制度）のみ利用できる
　利用動機（例えば遺産分割）と比べて自己決定が必要以上に制限される

※　現行法は事理弁識能力の程度に応じ、利用できる制度が次のどれかに定まる
　後見：包括的な代理権・取消権
　保佐：個別の代理権・幅広い要同意事項
　補助：個別の代理権・個別の要同意事項
　　（同意を得ることなく行った行為は取消可能）

※　後見の制度の利用に際しては、明らかに必要がないときは鑑定が不要

▶

● **特定の行為について権限を付与する仕組みに基本的に一元化**

①事理弁識能力が不十分、②本人の同意、③制度利用の必要性を要件として、特定の行為について個別に
・補助人に代理権（例えば遺産分割の代理権）を付与する審判
・補助人の同意を要するとの審判（本人が補助人の同意を得ることなく行った行為は取消可能）　【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）

→本人にとって必要な範囲で制度利用を可能とし、自己決定に対する必要以上の制限を防止

例外的に、補助を開始した者が、事理弁識能力を欠く常況にある者であると認定されるときは、
法定の重要な財産行為についていずれも取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用可能　【民法10条】（新旧p6-7）

★　特定補助の仕組みの利用に際しては、医師二人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定が不要
【家事事件手続法119条】（新旧p85）

○　後見・保佐の制度では、利用動機の事務が終了しても事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない

▶

● **事理弁識能力が回復していない場合でも、制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは、申立て又は職権（※）により、制度利用を終了可能**　【民法12条】（新旧p8-9）

※　補助人に義務付けられる家庭裁判所への毎年１回の本人の状況報告の際に、制度利用の必要がなくなったと認めるとき

成年後見制度主な改正内容（民法等の一部改正）④

一部引用：法務省資料（令和8年6月）
（民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

成年後見制度の見直し　**法定後見制度の見直し（補助人の職務等、報酬）**

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

2．本人の自己決定の更なる尊重を図ること

○　本人にとって適任の者を選任するため成年後見人等の選任時に本人の意見の尊重を更に図るべき
※　現行法は考慮要素の最後に本人の意見を規定

▶
- 家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」を規定　【民法876条の2】（新旧p32-33）
  →「本人の意見」が重要な考慮要素であることを明確化

○　成年後見人等の交代が困難であり、本人がニーズに合った保護を受けることができない
※　解任事由が成年後見人等の不正な行為（横領等）や著しい不行跡などの成年後見人側の事情に着目した事由のみ

▶
- 解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」を追加　【民法876条の5】（新旧p34-35）

→補助人に不正な行為（例えば横領等）がない場合であっても、例えば、補助人が本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなど、解任（交代）可能

○　成年後見人等が本人の意向を十分に把握することなく、本人の意向に沿わない事務が行われることにより本人の自己決定が尊重されない場合がある

▶
- 補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことを明確化　【民法876条の11】（新旧p38）

3．報酬の予測可能性を高めること

○　成年後見人等の報酬の予測可能性を高めるべき
※　現行法は本人及び成年後見人等の資力以外の考慮要素が明記されていない

▶
- 家庭裁判所が報酬を決定する際、補助人が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることを規定上明確化【民法876条の19】（新旧p42）

※　予測可能性を確保するために報酬請求が認容された事案の実績が公表されることを予定

成年後見制度主な改正内容（民法等の一部改正）⑤

一部引用：法務省資料（令和8年6月）
（民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

成年後見制度の見直し　**法定後見制度の見直し（死後事務・家事事件）及びその他**

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

4．補助人に対するニーズに対応可能とするために死後事務に関する補助人の権限を拡充すること

○　補助人に本人の死亡後の死体の火葬・埋葬に関する契約や未払金の支払をする権限がない
　補助の制度に一元化することに伴い、本人死亡後の事務が滞る可能性
※　現行法は成年後見人にのみ死後事務の権限を認めている

▶

● **補助人が、次の行為をすることが可能**【民法876条の26】（新旧p44-45）
・本人の死体の火葬・埋葬の契約の締結
・本人が死亡した当時の権限の範囲内での相続財産の保存に必要な行為（例えば、施設入所契約・施設利用料の支払の代理権付与の審判を受けた補助人が、本人死亡後に未払の施設利用料を支払うこと）

5．家事事件手続の見直し

○　本人の自己決定を尊重する観点から家事審判手続において本人の意思をできるだけ反映することが必要

▶

● **補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意を要する旨の審判等においても、原則として、本人の陳述聴取が必要**
【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

○　補助の制度を利用する必要の有無は、医学的な観点のみではなく、本人の生活の状況等を踏まえて判断することが必要

▶

● **家庭裁判所が必要であると認める事案においては、市区町村長その他適当な者に、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができることを明確化**
【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

6．意思表示を受領する特別代理人の制度を新設すること

○　補助の制度は本人にとって必要な場合にのみ利用されるので、事理弁識能力を欠く常況にある者であっても本人に代わって意思表示を受領する法定代理人が存在しない場面が発生

▶

● **意思表示の相手方が事理弁識能力を欠く常況にあり、その者のために意思表示を受ける者がないときは、家庭裁判所が、表意者の請求によって、意思表示の受領のための特別代理人を選任する制度を新設**
【民法98条の3、家事事件手続法149条の2】（新旧p14-15、116）
※　意思表示の受領の特別代理人は、必要に応じて補助開始の審判・代理権の付与の審判を請求して、必要な対応を補助人に引き継ぐことが可能

成年後見制度主な改正内容（民法等の一部改正）⑥

一部引用：法務省資料（令和8年6月）
（民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

成年後見制度の見直し　**任意後見制度の見直し**

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

7．任意後見制度の柔軟な利用を可能にすること

○　本人が選任する任意後見人を監督する機関として任意後見監督人が必須

※　任意後見人の監督について明らかに任意後見監督人が不要で家庭裁判所による監督でも足りるケースもあり、ケースによっては監督の負担が重いとの指摘

▶

● **家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督することが可能**　【任意後見契約法7条】（新旧p61-62）

○　法定後見の利用を開始すると任意後見契約が終了し、本人の意思に基づく任意後見契約の十分な活用が困難

▶

● **補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を許容**
→任意後見契約の十分な活用が可能
【任意後見契約法5条等（現行任意後見契約法4条1項2号、2項、10条3項の削除）】（新旧p59-61、64-65）

※　補助人に付与する代理権の範囲を適切に設定することで補助人と任意後見人との権限が重複を回避することを基本としつつ、権限の重複の調整が必要な場合に備えて任意後見契約の一部解除の規律を新設

○　本人が依頼した任意後見人（任意後見受任者）が死亡した場合などに備えて次の任意後見人を依頼する仕組みがない

▶

● **本人と任意後見受任者との間で任意後見契約の効力を発生させる順序を定める合意が可能**　【任意後見契約法4条、5条】（新旧p59-60）

○　本人の事理弁識能力が低下しても任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てがされない（任意後見契約で合意した事務の履行について監督の制度が発動しない）

※　現行法は申立権者を親族又は任意後見受任者に限定

▶

● **本人が公正証書によって指定した者も任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てをすることが可能**【任意後見契約法5条、6条】（新旧p59-61）

※　親族以外の者であっても、本人が、将来に備えて、例えば、自分の生活状況を把握している者に、任意後見契約を発効させる裁判手続の請求を委ねることが可能

★　補助開始の審判の申立て等においても同様の手当て【民法7条、8条】（新旧p2-3）

成年後見制度主な改正内容（民法等の一部改正）⑦

一部引用：法務省資料（令和8年6月）
（民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

成年後見制度の見直し　**経過措置**

法定後見制度の見直しに伴う主な経過措置

後見・保佐

・利用中の制度の利用を継続したい場合 ▶
基本的には現行法の内容で利用継続可能【附則２条、３条】
解任事由（※１）・**意向尊重義務**（※２）**は改正後の民法を適用**【附則２条、３条】
※１　本人の利益のため特に必要があるときに解任可能
※２　補助人がその事務を行うに当たっては、適切な方法により、補助の事務に関する本人の意向を把握するようにしなければならない

・新制度に移行したい場合 ▶
改正後の補助の制度に係る申立て（※３）**をして新制度を利用**【新民法７条等】
現在利用中の後見・保佐開始の審判は取消し【附則２条、３条】
※３　申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

・制度利用を終了したい場合 ▶
後見・保佐開始の審判の取消しの申立て（※４）**可能**【附則２条、３条】
※４　申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

※令和７年12月末日時点の利用者数　後見18万0828人、保佐５万8162人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和７年１月～12月－」）

補助

・利用中の制度を利用を継続したい場合 ▶
改正後の補助の制度の内容で利用継続可能【附則４条】

・制度利用を終了したい場合 ▶
補助開始の審判の取消しの申立て（※５）**可能**【新民法１２条】
※５　申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、補助人等

※令和７年12月末日時点の利用者数　補助１万8078人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和７年１月～12月－」）

任意後見制度の見直しに伴う主な経過措置

・施行日前に締結された任意後見契約 ▶
改正後の任意後見契約法を適用【附則６条】（※６）
※６　ただし、旧法下で生じた任意後見契約に係る効力は維持【附則６条】

成年後見制度について関連法の改正（社会福祉法等の一部改正）①

一部引用：厚生労働省資料（令和8年7月13日）
成年後見制度をとりまく状況について（厚生労働省）

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号）の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。

② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。

③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。

④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。

⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。

⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

２．福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。

② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。

③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

３．支援基盤の強化等【社福法】

① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。

② 災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）として活動する人材登録の仕組みを整備する。 等

施行期日

令和９年４月１日（ただし、２．②の一部は公布日、２．③は公布後１年６月以内に政令で定める日、１．③及び⑤の一部は公布後２年以内に政令で定める日、１．⑤、⑥及び２．①の一部は公布後３年以内に政令で定める日）

3

成年後見制度について関連法の改正（社会福祉法等の一部改正）②

一部引用：厚生労働省、こども家庭庁資料
（社会福祉法等の一部を改正する法律の概要について）

1.（4） 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、
成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要となっています。

見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- **権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施**
- **地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備**

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置

などの取組を支援します。

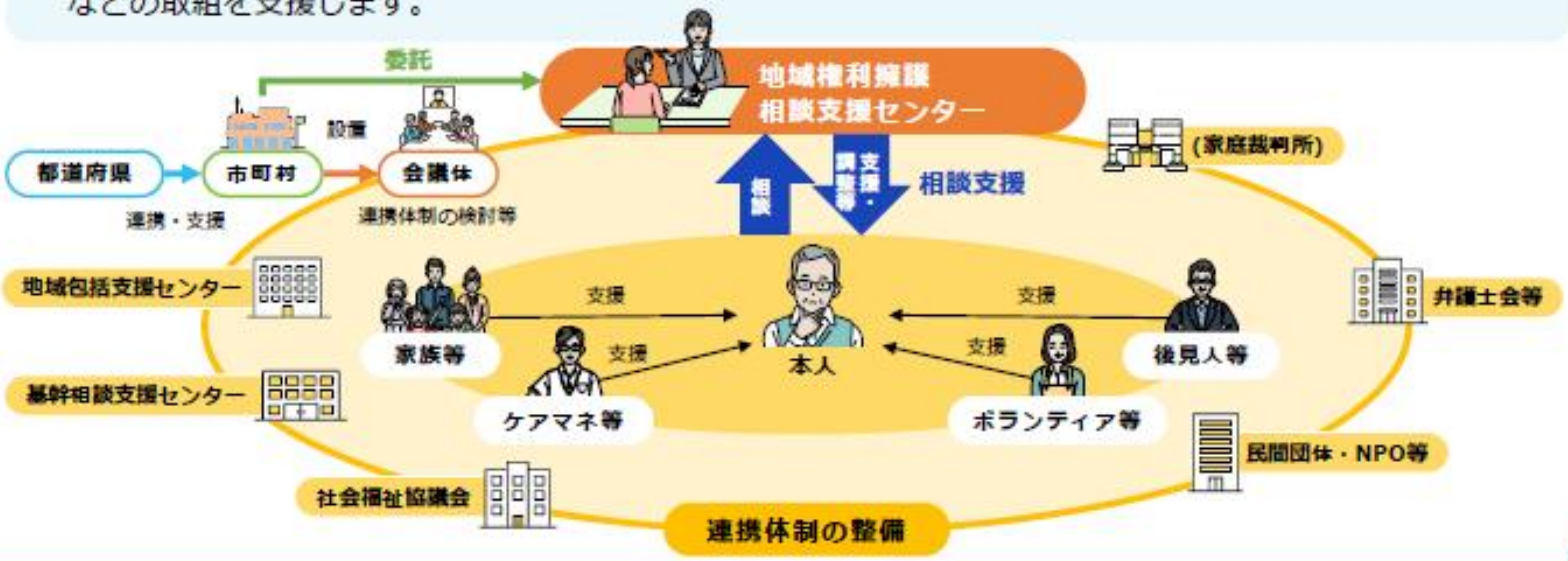

施行日：令和9年4月1日

法改正後の事例イメージ①

架空事例①（高齢者）「補助の利用と終了について」

- 80代女性。 家族などの身寄りはなく、一人暮らしをしている。
- 軽度認知障害の診断はあるが、身の回りのことや日常生活、簡単な手続きは自分で行うことができる。
- 本人所有の不動産（土地）の売却を検討していたが、売買契約などの重要な法律行為に不安を感じ、本人申立てにより補助開始を申し立てた。

- 本人の意向を確認した上で、高齢者支援と不動産売買に長けた補助人が選任された。
- 補助人は、本人の意思を丁寧に確認しながら、不動産売却に必要な情報を分かりやすく提供し、売買契約などの支援を行った。
- **不動産の売却が完了し、本人が希望していた補助人の支援が不要となったことから、本人申立てにより補助を終了した。**
- **補助終了後は、日常的な金銭管理などについて、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用しながら、自宅での生活を継続している。**

法改正後の事例イメージ②

架空事例②（精神障害者）　「本人の意見、意向の確認について」

- 50代男性。 統合失調症があり、病状に波があるため、判断能力が不安定
- ホームヘルプと就労継続支援B型を利用しながら、一人暮らしを続けている。
- 1年前に同居の母が亡くなり、現在は母の遺産をもとに生活している。他の家族は遠方在住の兄のみ。

- 将来の財産管理や契約手続に不安を感じた本人が兄に相談。その後兄が申立人となり、補助開始の申立て手続きを行った。
- 家庭裁判所は、本人の病状に配慮し、本人が理解しやすい方法により丁寧に意向を確認した。
- **本人は、「普段関わっている相談支援専門員のように、自分の話をよく聞いてくれる人に支援してほしい」と希望した。**
- **家庭裁判所は、その意向を尊重し、福祉分野の知識と権利擁護支援の経験を有する社会福祉士を補助人に選任した。**
- **補助人は、病状の波がある本人の状態に合わせた対応で必要な情報を提供するとともに、本人が意思決定できるよう支援しながら意向を丁寧に確認しながら、預貯金の管理や各種契約手続など本人が希望する支援を行っている。**

法改正を踏まえた市の基本計画策定について（現時点における想定案）①

一部引用：厚生労働省資料
（次期計画の検討の進め方について（案））

1　議論の進め方に関する基本的な考え方

- 成年後見制度については、民法改正により、必要性がなくなった場合等には「終わらせることができる」制度となる。その施行は令和10年度となることが想定されるため、次期基本計画の期間中（令和９年度～）に、新制度の運用が始まることとなる。

- 新制度の施行後も、当面は現行制度と新制度の運用が併存することとなる。次期基本計画は、計画期間中に現行制度の期間と、現行制度と新制度が併存する期間を含むため、それぞれの期間において必要な対応や運用のあり方、実務上の課題を意識しながら検討を行う必要がある。

- 今般の社会福祉法改正により、地域における権利擁護支援体制に係る市町村の役割や中核機関の位置付けが明確化される。これらは次期計画期間の初年度から施行される。

- 次期計画の策定にあたって、地域連携ネットワークの機能強化や中核機関の体制整備など、現在の第二期基本計画に基づき進められている取組が制度改正後も地域における権利擁護支援の重要な基盤となるものであり、その継続・発展を図る必要があるとともに、改正法の背景となった人口構造の変化や担い手減少の中でも、持続可能な形での体制整備を検討していく必要がある。

- 以上を踏まえ、次期基本計画に盛り込むべき事項を検討するため、専門家会議における全体議論に先立ち、制度の運用のあり方と、地域の権利擁護支援体制の整備のあり方について、それぞれワーキング・グループを設置し、集中的に検討を行うこととする。

法改正を踏まえた市の基本計画策定について（現時点における想定案）②

一部引用：厚生労働省資料
（次期計画の検討の進め方について（案））

2　ワーキング・グループの設置について

・次期基本計画においては、新制度の施行を踏まえた適切な制度運用などの新規の論点も含めて様々な取組を検討する必要。
・また、制度を実際に機能させるため、従来取り組んできた地域の支援体制の整備のあり方についても検討する必要。
・これらの観点から、以下２つのワーキング・グループを設置し、まずはWG1において運用に関する主要な論点を検討しつつ、WG2において、適切な運用を機能させるための地域の支援体制について検討する。
・ＷＧの検討を踏まえ、論点整理を行い、秋以降、１２月を目途に計画案に盛り込むべき内容のとりまとめを行うことを目指して、専門家会議において次期基本計画全体に係る議論を進める。

WG名	主査	想定される論点（案）
成年後見制度の適切な運用に係るWG（WG１）	新井委員	○ 改正後の補助に係る各審判を適切に選択・利用可能とするための対応（新規） ○ 補助終了に向けた権利擁護支援の役割（新規） ○ 任意後見制度の利用促進 ○ 適切な後見人等の選任等に向けた環境整備 ○ 担い手の確保・育成等の推進 ○ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ○ 成年後見制度の見直しの周知・広報のあり方（新規） ○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ○ 各種手続きにおける後見事務の円滑化
地域における権利擁護の支援体制に係るWG（WG２）	永田委員	○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ○ 総合的な権利擁護支援策の充実 ○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透 ○ 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

※ WGの構成員は委員の希望や専門性を勘案しつつ、委員１人につき１WGに所属するものとする。委員構成は次頁のとおり。　2

法改正を踏まえた市の基本計画策定について（現時点における想定案）③

大まかな計画策定の方向性のイメージ

現行制度への対応＋法改正の要素　→　取り組みの推進・強化

想定される市の基本計画に盛り込む事項（国の動向を踏まえたもの）

- 現行制度と新制度の移行が併存されていることを踏まえた対応に関すること
- 補助の利用終了後の権利擁護支援の検討に関すること（切れ目のない権利擁護支援体制の構築）
- 本人の意思決定に沿った制度の利用に関すること
- 社会福祉法の改正を踏まえた中核機関の機能強化に関すること（権利擁護支援センターを視野に入れたもの）
- 改正後の成年後見制度の周知・広報に関すること

など

→　**今後も引き続き国の動向を注視しながら、随時検討していく。**

法改正を踏まえた市の基本計画策定について（現時点における想定案）④

	No	目　標	内　容
現計画	1	本人らしい生活が継続できるように 制度の運用・改善を図ります。	• 本人の意思決定に寄り添った運用 • 保佐、補助の利用促進 • 任意後見制度の利用促進
	2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり を推進し、更なる強化を図ります。	• 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり • 担い手の確保の推進 • 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

▼

	No	目　標	内　容
新計画	1	本人らしい生活が継続できるように、個々の 状況に応じた制度の運用を図ります。	● 本人の意思決定を可能な限り行い、意向を尊重した制度の運用を推進 ● 本人や状況や必要性に応じた補助制度を推進 ● 任意後見制度の活用を推進
	2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり を推進し、切れ目のない支援体制を構築しま す。	● 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり ● 担い手の確保・育成の推進 ● 権利擁護支援に関する相談窓口の普及 ● 本人の状況に応じた多様な権利擁護支援制度との連携

法改正を踏まえた市の基本計画策定について（現時点における想定案）⑤

	No	施　策	内　容
現計画	1	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化	保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。
	2	権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化	市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、広報・相談・成年後見制度利用支援・後見人支援の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

▼

	No	施　策	内　容
新計画	1	**権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと継続的な支援体制の強化**	保健、医療、福祉、法律、金融その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するため、地域連携ネットワークを強化します。 **また、成年後見制度や日常生活自立支援事業など多様な権利擁護支援制度との連携を推進し、本人の状況に応じた切れ目のない継続的な支援が受けられる体制を整備するとともに、補助の利用終了後も必要な支援につながる仕組みづくりを推進します。**
	2	**権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化と多様な権利擁護支援との連携推進**	市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。 **また、改正後の成年後見制度の運用を効果的に推進するため、本人の意思決定支援や意向の尊重を基本とする制度の趣旨を踏まえた広報・相談対応、成年後見制度利用支援、補助人への支援等の業務を行うとともに、成年後見制度をはじめとする多様な権利擁護支援制度との連携を推進し、今後の地域権利擁護相談支援センターに求められる機能も視野に入れながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。**

市の次期計画策定に向けたスケジュール（案）

R８.４～９

計画名／月	R８.４	5	6	7	8	9
第2期つくば市障害者プラン			第3回懇談会 （骨子案）			
つくば市高齢者福祉計画（第10期）		第3回懇談会			第4回懇談会 （骨子案）	
（国）第三期成年後見制度利用促進基本計画			【関連】改正民法の公布	・次期計画の検討の進め方（案）の公表 ・計画案に盛り込む事項をWGにおいて検討	→	→
（仮称）第3期つくば市成年後見制度利用促進基本計画				・法改正を踏まえた計画内容の想定案の検討	・第1回委員会	

市の次期計画策定に向けたスケジュール（案）

R８.１０～

計画名／月	１０	１１	１２	R９.１	２	３	４	５以降
第2期つくば市障害者プラン	第4回懇談会（素案）		パブコメ実施	・第5回懇談会（最終案） ・パブコメ報告	原稿提出	印刷	開始 →	
つくば市高齢者福祉計画（第10期）	第5回懇談会（素案）		パブコメ実施		・第6回懇談（最終案） ・パブコメ報告		開始 →	
（国）第三期成年後見制度利用促進基本計画			次期計画に盛り込む事項のとりまとめ、公表見込み			計画公表（見込み）	開始（見込み	→
（仮称）第3期つくば市成年後見制度利用促進基本計画			市の計画案に盛り込む事項の検討	第2回委員会 →		素案作成 →		順次、 - - - → ・委員会にて計画案を検討 ・パブコメ実施、報告 ・計画策定、開始

参考資料

- つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項
- つくば市成年後見制度推進事業体系図
- 第２期つくば市成年後見制度利用促進基本計画

令和８年(2026 年)８月 18 日（火）

令和８年度第１回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

（目的及び設置）

第１条　この要項は、つくば市成年後見制度推進事業（以下「推進事業」という。）の公正中立性の確保並びに適切かつ円滑な運営を図るため、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 推進事業の運営、評価及び監督に関する事項

(2) 推進事業の適正化及び企画調整に関する事項

(3) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する事項

(4) その他推進事業の実施に関し必要な事項

（委員）

第３条　委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が任用し、又は任命する。

(1) 学識関係者

(2) 法律関係者

(3) 医療保健関係者

(4) 福祉関係者

(5) その他市長が認めるもの

（委員の任期）

第４条　委員の任期は３年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における新たな委員の任期は前任者の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は委員長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

２　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（映像等の送受信による通話の方法による会議）

第７条　市長は、委員の全部又は一部について、会議を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、会議を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（平成 29 年つくば市条例第 35 号）第４条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

２　市長は、映像等の送受信による通話の方法により会議を開催する場合には、会議を開催する場所に参集する委員を除き、当該会議に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。

３　委員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該委員は、会議へ出席したものとみなす。

４　映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

（書面等による会議開催の特例）

第８条　会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

２　前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

（意見の聴取等）

第９条　委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第１０条　委員会の委員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様する。

２　前項の規定は、前条に規定する委員以外の者について準用する。

（情報の公開・管理）

第１１条　事業の透明性を確保する観点から、委員会及び協議に関わる資料は原則公開とする。

（庶務）

第１２条　委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において処理する。

（その他）

第１３条　この要項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要項は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

附　則（令和３年３月 26 日決裁）

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年５月 17 日決裁）

この要項は、令和３年６月１日から施行する。

附　則（令和５年７月６日決裁）

この要項は、令和５年７月７日から施行する。

附　則（令和５年 10 月４日決裁）

この要項は、令和５年 10 月５日から施行する。

つくば市成年後見制度推進事業について

つくば市成年後見利用促進基本計画

（第１期：令和３年度～５年度、第２期：令和６年度～８年度）

（「つくば市障害者プラン」及び「つくば市高齢者福祉計画」に内包）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを促進します

つくば市

・**成年後見制度利用促進に向けた体制整備**

・**成年後見制度等の総合相談業務**（つくば市、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターによる相談支援）

・**市長申立ての手続きの実施**（親族がいない場合、親族による申立てが見込めない場合）

・**つくば市成年後見利用支援事業の実施**（費用負担が困難な対象者に対して、成年後見制度申立ての審判請求費用助成、後見人等に対しての報酬助成金の支払いの支援）

・つくば市成年後見制度推進事業(委託先：つくば市社協)

つくば市成年後見制度利用支援事業運営委員会（市運営年２回開催予定）
・推進事業の運営、評価及び監督に関すること
・推進事業の適正化及び企画調整に関すること

つくば市社会福祉協議会

つくば成年後見センター

1　広報（普及啓発）業務

2　相談（利用支援）業務

3　受任者調整支援業務、後見人支援業務

成年後見制度利用支援会議（社協運営３か月に１度開催予定）
成年後見人等の受任者調整や親族後見人等を支援する会議

4　市民後見人養成及び支援業務

5　地域連携ネットワークの構築業務

6　法人後見受任業務

法人後見受任審査会（社協運営＿＿開催）
社協が法人後見の受任の有無を判断する会議

・　日常生活自立支援事業

・　あんしん生活支援サービス事業

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画

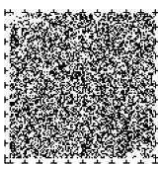

第1節　計画策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まっています。

平成28年（2016年）5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行し、平成29年（2017年）3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という）」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第1期計画」という）」を策定しました。

第1期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会が増えてきたこと等、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第1期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、令和6年度（2024年度）からの第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

2　計画の位置付け

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。また、本計画は「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「つくば市障害者プラン」、「つくば市高齢者福祉計画」等本市が策定する他の関連計画との整合を図り策定しています。対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

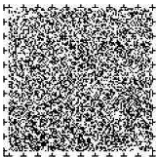

＜参考＞成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（国民の努力）

第七条　国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条　国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

２　地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3　本市の現状

現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度（2023年度）の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,787人、認知症高齢者数が4,704人と、それぞれ平成30年度（2018年度）の数値と比較して年々増加傾向となっています。

このような状況から、成年後見制度等による権利擁護支援の重要性がますます高まると予想されます。障害者プランと高齢者福祉計画それぞれ実施した成年後見制度の認知度に関する市民のアンケート調査の結果から、障害者プランにおいては、すべての回答者種別で「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」が合わせて50％を超えている一方、「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」がいずれの回答者種別でも20％を超えています。高齢者福祉計画においては、「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」を合わせた数値が要支援・要介護認定者を除いた回答種別においては65％を超えています。「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」はいずれの回答種別で20％を下回っています。

障害者と高齢者を取り巻く状況やそれぞれが持つニーズ等を踏まえながら、成年後見制度の利用が必要となる場合に備えるとともに、制度の趣旨を理解したうえで円滑な利用手続きを進めていけるように、引き続き、効果的な周知啓発活動等の取り組みが必要です。

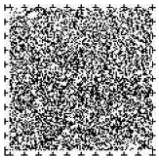

①　精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）・知的障害（療育手帳所持者）の推移

種別／年度	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
精神障害	3,212 人	3,702 人	4,096 人	4,661 人	4,943 人	5,417 人
知的障害	1,194 人	1,231 人	1,293 人	1,333 人	1,392 人	1,464 人

※参照：つくば市障害者プラン 改定版　総論　第２章第１節「障害者手帳等所持者の推移」
※各年度４月１日時点
※精神障害は自立支援医療（精神通院医療）受給者も含む。

②　高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移

種別／年度	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
高齢化率	19.2%	19.2%	19.4%	19.4%	19.2%	19.2%
高齢者人口	44,647 人	45,512 人	46,613 人	47,532 人	48,302 人	48,787 人
認知症高齢者	4,418 人	4,491 人	4,557 人	4,505 人	4,628 人	4,704 人

※参照（高齢化率、高齢者人口）：つくば市高齢者福祉計画（第９期）　第２章「高齢者を取り巻く現状と課題」
※高齢化率、高齢者人口：各年度 10 月１日時点
※認知症高齢者：日常生活自立度Ⅱａ以上（各年度９月 30 日時点）

③　成年後見制度の認知度について

障害・疾患別／回答項目	内容等をよく知っている	詳しくは分からないが、概要は知っている	名前を聞いたことがある程度	名前を聞いたことはないし、内容も知らない	無回答
①知的障害(n=192)	10.9%	39.1%	24.0%	22.4%	3.6%
②精神障害(n=180)	7.2%	27.8%	33.3%	27.8%	3.9%
③発達障害(n=97)	12.4%	34.0%	29.9%	20.6%	3.1%
④高次脳機能障害(n=29)	13.8%	34.5%	20.7%	20.7%	10.3%
⑤一般高齢者(n=1,488)	8.1%	34.9%	33.1%	16.9%	6.9%
⑥要支援・要介護認定者(n=578)	6.6%	24.9%	22.0%	10.4%	36.2%
⑦若年者(n=655)	8.5%	38.5%	33.1%	18.5%	1.4%

※参照（①～④）：つくば市障害者プラン 改定版　総論　第２章第５節「権利擁護について（認知度）」
※参照（⑤～⑦）：つくば市高齢者福祉計画（第９期）　第２章「高齢者を取り巻く現状と課題」

４　第1期計画における取組状況と本計画の活動指標

以下の表は、第1期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を行うための活動指標です。第1期計画における取組と課題、本計画の策定に向けた今後の方向性を示します。なお、本計画においても引き続き以下の活動指標を使用し、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの目標値を設定します。

（１）利用者の把握と早期発見・早期支援について

概　要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援につなげるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
取　組	・成年後見制度等、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施 ・障害者、高齢者虐待防止支援事業の実施
課　題	・相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 ・本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	・周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施します。 ・ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

権利擁護の相談延べ件数（件）

	令和３年度（2021 年度）実績（目標値）	令和４年度（2022 年度）実績（目標値）	令和５年度（2023 年度）実績（目標値）	令和６年度（2024 年度）（目標値）	令和７年度（2025 年度）（目標値）	令和８年度（2026 年度）（目標値）
基幹相談支援センター(※１)	49 (70)	125 (75)	— (80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※２)	370 (550)	353 (580)	— (600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	— (290)	(400)	(450)	(500)

※１　障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所４か所の合計

※２　地域包括支援課と委託地域包括支援センター６か所の合計

（２）各種制度の利用促進について

概　要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
取　組	各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施
課　題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指します。

【活動指標】

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

令和３年度（2021 年度）実績(うち新規)（目標値）	令和４年度（2022 年度）実績(うち新規)（目標値）	令和５年度（2023 年度）実績(うち新規)（目標値）	令和６年度（2024 年度）（目標値）	令和７年度（2025 年度）（目標値）	令和８年度（2026 年度）（目標値）
32（３） （40（10））	40（12） （50（10））	― （60（10））	（50（10））	（60（10））	（70（10））

② 成年後見制度の利用者数（人）

令和３年度（2021 年度）実績（目標値）	令和４年度（2022 年度）実績（目標値）	令和５年度（2023 年度）実績（目標値）	令和６年度（2024 年度）（目標値）	令和７年度（2025 年度）（目標値）	令和８年度（2026 年度）（目標値）
181（※１） （190）	173（※２） （200）	― （210）	（215）	（220）	（225）

※１　内訳：後見 142 人、保佐 31 人、補助６人、任意後見２人（令和３年 10 月１日時点　水戸家裁調査結果）
※２　内訳：後見 136 人、保佐 30 人、補助６人、任意後見１人（令和４年 10 月１日時点　水戸家裁調査結果）

（３）講座・研修の実施について

概　要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
取　組	・制度の基本的内容を中心とした入門的内容の講座（入門講座）を実施 ・将来的な任意後見の利用等の啓発目的に、テーマ別講座を実施
課　題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	・市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討します。 ・行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置します。

【活動指標】

①　入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（%）

令和３年度（2021 年度）実績（目標値）	令和４年度（2022 年度）実績（目標値）	令和５年度（2023 年度）実績（目標値）	令和６年度（2024 年度）（目標値）	令和７年度（2025 年度）（目標値）	令和８年度（2026 年度）（目標値）
97 （50 以上）	89 （50 以上）	― （50 以上）	（75 以上）	（75 以上）	（75 以上）

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。
※参加者アンケートにより集計

②　応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（%）

令和３年度（2021 年度）実績（目標値）	令和４年度（2022 年度）実績（目標値）	令和５年度（2023 年度）実績（目標値）	令和６年度（2024 年度）（目標値）	令和７年度（2025 年度）（目標値）	令和８年度（2026 年度）（目標値）
67 （50 以上）	75 （50 以上）	― （50 以上）	（75 以上）	（75 以上）	（75 以上）

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加者アンケートにより集計

（４）成年後見人等の業務支援について

概　要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
取　組	・後見等開始直後から後見人等への連絡調整 ・審判確定後、支援チームによる会議の開催 ・必要に応じて、後見活動中にも支援チームによる会議を開催 （支援者の役割分担の確認と後見人等の活動を支援）
課　題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和３年度（2021 年度）実績（目標値）	令和４年度（2022 年度）実績（目標値）	令和５年度（2023 年度）実績（目標値）	令和６年度（2024 年度）（目標値）	令和７年度（2025 年度）（目標値）	令和８年度（2026 年度）（目標値）
4 （5）	2 （7）	― （10）	（11）	（12）	（13）

（５）市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概　要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
取　組	・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動 ・フォローアップ研修の実施
課　題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第２期の市民後見人養成講座を企画します。

【活動指標】

延べ活動回数（回）

令和３年度（2021 年度）実績（目標値）	令和４年度（2022 年度）実績（目標値）	令和５年度（2023 年度）実績（目標値）	令和６年度（2024 年度）（目標値）	令和７年度（2025 年度）（目標値）	令和８年度（2026 年度）（目標値）
19 （30）	79 （40）	― （50）	（60）	（70）	（80）

（６）チーム会議への中核機関の参加について

概　要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築します。
取　組	・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への個別の支援会議を実施し、役割分担や支援方針等を共有 ・本人の意思が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関する支援方針を各関係者で調整できる会議を実施
課　題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握について共有できる取組を周知します。

【活動指標】

参加回数（回）

令和３年度 （2021 年度） 実績 （目標値）	令和４年度 （2022 年度） 実績 （目標値）	令和５年度 （2023 年度） 実績 （目標値）	令和６年度 （2024 年度） （目標値）	令和７年度 （2025 年度） （目標値）	令和８年度 （2026 年度） （目標値）
13 （12）	4 （18）	― （24）	（26）	（28）	（30）

第2節　成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策

1　本計画の目標

目標１　**本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。**

（１）本人の意思決定に寄り添った運用

- 認知症高齢者や障害者等、権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を適切に利用できるように、意思決定支援の考え方に基づき財産管理や身上保護を行います。
- 利用者の日常生活と権利を守るために、可能な限り利用者の意思を継続的に確認し、個別の状況に応じた相談対応を行います。
- 成年後見制度の利用が様々な要因で困難な者に対して、つくば市成年後見制度利用支援事業（申立費用と後見人等への報酬助成）や必要に応じて市長申立等を実施し、適切な報酬助成及び権利擁護の推進を図ります。

（２）保佐、補助の利用促進

- 本人の特性に合わせて細やかなサポートを行うために、利用者の意思決定能力やニーズ等を精査し、利用者の自発的な意思が尊重され安心して利用できるように、保佐・補助の利用を促進します。
- 症状が進行する認知症の高齢者等については、その時々の意思決定能力に応じて後見・保佐・補助の各類型間の移行を適切に行えるように、心身の状況等に合わせた見守りや権利擁護の支援を強化します。

（３）任意後見制度の利用促進

- 法定後見制度以外の選択肢として検討しやすくするため、制度内容や手続き方法をわかりやすく周知し、利用に関する疑問や不安に対応する相談窓口を強化します。
- 早期の段階から制度の利用を促進するため、任意後見制度が利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援であることについての周知活動・相談対応等を強化します。

目標２　**権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。**

（１）多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり

- 利用者の日常生活に携わる様々な機関が関与することで、権利擁護支援が必要な人々を発見し、利用者の意思決定に寄り添った適切な支援につなげられる体制として、地域連携ネットワークの充実等の強化を図ります。

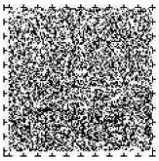

（２）担い手の確保の推進

・ 利用者の個別の状況に応じて後見人等が適切に選任されるように、多様な後見等業務の担い手が必要となります。社会福祉法人等の法人後見活動をより一層推進させ、また、専門職団体が抱える課題等を地域連携ネットワークにおいて共有し、専門職による後見等が必要な場合に円滑に選任される仕組みを整備します。

・ 市民後見人や親族後見人等が安心して後見業務を行える体制を整備し、専門職以外の多様な担い手を確保し、地域連携ネットワークに参加できる体制を目指します。

（３）権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

・ 市民が自分や家族の権利を守る方法を知ることで安心できるように、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口が広く行き渡るように、情報をわかりやすく発信します。

・ 効果的な権利擁護の支援が行えるように、地域連携ネットワークの関係者にも権利擁護支援に関する相談窓口を周知できるように積極的に発信します。

２ 本計画の施策

施策１　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。

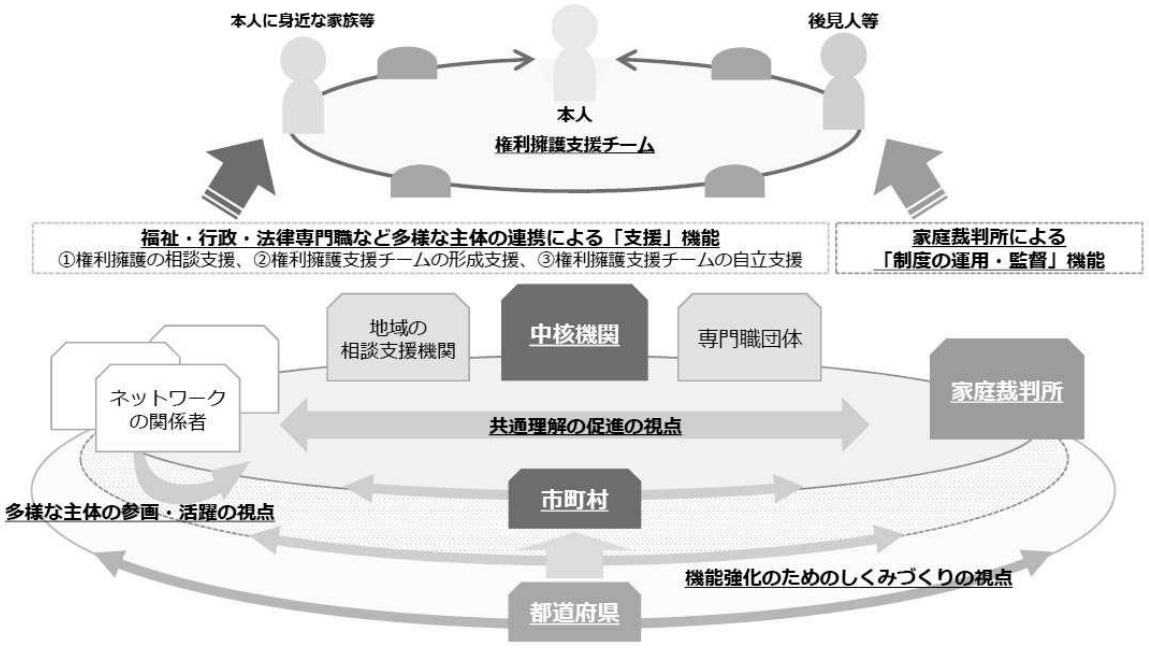

※出典　厚生労働省ウェブサイト「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

（１） 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

① 権利擁護の相談支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関が本人や関係者からの相談を受け、地域の実情に応じて中核機関や専門職と協力して権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援につなぎます。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関と専門職等が協力して、権利擁護支援の方針検討と地域のニーズに合わせた成年後見制度の申立てや適切な後見人等候補者を調整し、本人を支える権利擁護支援チームを構築します。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能

地域の実情に合わせて各機関が役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた支援を適切に行えるようにサポートします。

（２） 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組み

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組みを踏まえ、連携体制を強化します。本市では、成年後見制度の推進について協議する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を、個別ケースにおける制度の運用方針等について協議する「つくば市成年後見制度利用支援会議」をそれぞれ協議会と位置付けています。

① 本人を支える「権利擁護支援チーム」による対応

・ 成年後見制度の利用開始前は身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、利用開始後は後見人等が加わる「権利擁護支援チーム」を形成します。
・ 後見人等と各関係者が協力し、日常的に本人を見守り、可能な限り継続的に状況を把握できる体制を整備します。

② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

成年後見制度の利用促進に関する協議の場として、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等で構成される委員会を設置。本市の課題や解決策について協議しながら、関係機関との連携強化を目指しています。

③ つくば市成年後見制度利用支援会議（以下、「利用支援会議」という）

成年後見制度に関する専門相談や、個々のケースへの「権利擁護支援チーム」のサポート、家庭裁判所との情報交換や調整等に適切に対応するため、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等からなる会議を実施。対象者が成年後見制度の開始前後に関わらず、制度の運用方針等を協議しています。

（３） 本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する関係機関との連携

本市において、地域連携ネットワークに参加する各関係機関等が地域の協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおいて相談対応や権利擁護支援チームの支援等を行う連携体制を強化するため、各関係機関等の取組と想定される役割等を適切に把握することが大切です。

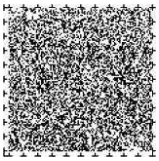

①　福祉関係機関

関係機関例	茨城県社会福祉士会、社会福祉協議会、社会福祉法人等
連携が必要とされる場面	本人の意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用について検討される時
取組・想定される役割	・ソーシャルワークの理念や技術等に基づいた本人の意思決定支援 ・成年後見制度の利用相談や関係機関の紹介 ・権利擁護チームの支援による日常的な見守りや後見の運用方針に関する専門的な助言 ・法人後見活動の更なる推進 ・法人後見等の実施、成年後見制度の普及啓発活動

②　法律関係機関

関係機関例	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部等
連携が必要とされる場面	後見制度に関連する複雑で困難な事案や財産管理が重要な事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等が発生した時
取組・想定される役割	・法的観点から後見制度の利用の必要性やニーズの精査、後見、保佐、補助の類型の該当に関する助言や指導等、ケース会議の参加 ・多額の財産の授受や遺産分割協議等、高度な法的対応が必要な事案への適切な後見人等や成年後見監督人等候補者を推薦 ・知識と理解不足から生じる不正事案の発生等を防止するため、親族後見人や市民後見人等への指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与 ・本人と後見人等との利害が対立した場合の調整と協議会等で専門的な助言

③　金融関係機関

関係機関例	常陽銀行、筑波銀行、ゆうちょ銀行、ＪＡバンク等
連携が必要とされる場面	銀行窓口等で、単独で手続きを行うことが困難な人に対して金融関係の手続きを円滑に行えるサポートが必要とされる時
取組・想定される役割	・成年後見制度の概要や手続き、利用のメリット等制度に関する情報をわかりやすい内容の積極的な情報提供、周知啓発 ・不正利用や詐欺等のリスクを最小限に抑えるための監督や不正行為の発見・通報体制を整備し、利用者の資産の安全性を確保 ・後見人等が利用しやすい専用口座や適切な金融プランニングのサポート等、成年後見制度の利用者に適した商品開発やサービスの提供

施策２　権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

（１）　広報業務

・権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する各関係機関と、成年後見制度が本人の生活と権利を擁護する重要な手段であることを共有
・自ら支援を求めることが困難な人々を発見し、支援につなげることの重要性と制度の活用が有効なケース等を周知啓発
・各関係機関等と連携し、パンフレット作成・配布や入門的内容の研修会・専門職向けのセミナー企画等の広報活動の推進
・任意後見、保佐・補助類型の早期利用を視野に入れた周知活動

（２）　相談業務

・各関係機関等と協力し、成年後見制度の利用に関する相談対応の体制を構築
・権利擁護の支援が必要なケースについて各関係機関等から相談に応じ、情報を集約
・必要に応じて、地域連携ネットワークに参加する各機関と協力して、本人の意思決定に沿った見守り体制を調整

（３）　成年後見制度利用促進業務

①　受任者調整（マッチング）等の支援

（親族後見人・市民後見人候補者等の支援）

親族や市民の後見等が適切な場合に助言、それぞれ後見人等になった後の継続的な支援体制を調整

（専門職後見人の受任者調整（マッチング））

専門職による後見等が適切な場合、専門職団体（地域連携ネットワークに参加する各関係機関）と連携し、適切な後見人等の円滑な選定

②　担い手の育成・活動の促進

・フォローアップ研修の実施等、市民後見人の育成と積極的に活躍できる環境を整備
・市民後見人養成講座修了者が実務経験を積むため、つくば市社会福祉協議会における法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援業務を実施
・法人後見業務に携わる者を確保することで、より一層の法人後見活動を促進

③　成年後見制度の利用促進が可能な環境の整備

・成年後見制度の利用開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施
・市長申立ケースについて、申立て手続きを円滑に行えるように事前協議や情報共有を行える仕組みを整備

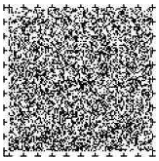

④　後見人支援

・親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じ、必要に応じて本人をサポートするために各関係機関等がチームとなって連携し、継続的に状況を把握し適切に対応する体制を整備

・専門職による支援が必要な場合においても、各関係機関等が権利擁護支援チームとして協力し、ケース会議を通じて意思決定の支援と身上保護に重点を置いた後見活動をサポート

3　不正防止の取組

成年後見制度における不正事案の多くは、親族後見人等の理解不足や知識不足が要因とされています。権利擁護支援の地域連携ネットワークやチームでの支援体制を整備し、親族後見人等が日常的に相談できる仕組みを整えることで、不正防止を図ります。

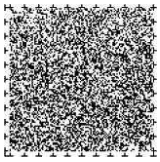

◆ 参考情報

１　成年後見制度の概要

（１） 成年後見制度の種類

	種　類	内　容
成年後見制度	法定後見制度	認知症や精神・知的障害等で判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。本人の状態に応じて「補助」「保佐」「後見」の三つの類型がある。
	任意後見制度	判断能力があるうちに、将来、認知症等で判断能力が不十分になる場合に備えて、本人自らが選んだ人（任意後見人）に行ってもらう支援内容を契約（任意後見契約）により事前に決めておく制度

（２） 法定後見制度について

	後　見	保　佐	補　助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立先	家庭裁判所		
申立ができる人	本人、配偶者、４親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官等		
成年後見人等の同意が必要な行為（同意権）	ー	民法 13 条１項所定の行為※	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法 13 条１項所定の行為※の一部）
取消が可能な行為（取消権）	日常生活に関する行為以外の行為	同上	
成年後見人等に与えられる代理権の範囲（代理権）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	

※（例）金銭の貸し借りに関する契約や相続、訴訟行為等

（３） 法定後見制度と任意後見制度の特徴

	法定後見制度	任意後見制度
後見人等の選任者	家庭裁判所	本人
支援の開始時期	判断能力が不十分な段階で、後見人等の選任後に開始	契約締結後に判断能力が不十分となり、任意後見監督人の選任後に開始
支援内容	家庭裁判所が定める範囲	本人の意思で定めた内容
後見人等の権限	取消権あり	取消権なし
後見人等への報酬額	家庭裁判所が決定した金額	本人と受任者間で決定した金額

２　用語説明

用　語	内　容
成年後見制度	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行えるように、後見人等の支援者が同意権や代理権等を行使して、利用者の生活と権利を守るために法律的に支援する制度
中核機関	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整備し、協議会の運営を中心的に行う等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関
日常生活自立支援事業	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管等の支援を行うサービス（社会福祉協議会の実施事業）
意思決定支援	特定の行為に関して本人の判断能力的に課題のある場面において、後見人等を含む支援者が、本人に必要な情報を提供することで意思や考えを引き出す等して、本人の価値観や選好に基づき意思決定をするために行う活動

◆ **参照元**

- 厚生労働省ウェブサイト「成年後見はやわかり」
- 法務省ウェブサイト「成年後見制度・成年後見登記制度」
- 裁判所ウェブサイト「後見ポータルサイト」、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

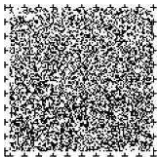

3　つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

（目的及び設置）

第1条　この要項は、つくば市成年後見制度推進事業（以下「推進事業」という。）の公正中立性の確保並びに適切かつ円滑な運営を図るため、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　委員会は次に掲げる事項を所掌する。

（1）推進事業の運営、評価及び監督に関する事項

（2）推進事業の適正化及び企画調整に関する事項

（3）つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する事項

（4）その他推進事業の実施に関し必要な事項

（委員）

第3条　委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が任用し、又は任命する。

（1）学識関係者

（2）法律関係者

（3）医療保健関係者

（4）福祉関係者

（5）その他市長が認めるもの

（委員の任期）

第4条　委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における新たな委員の任期は前任者の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議は委員長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

2　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（映像等の送受信による通話の方法による会議）

第7条　市長は、委員の全部又は一部について、会議を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、会議を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（平成 29 年つくば市条例第 35 号）第4条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

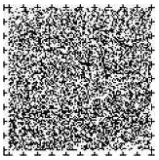

2　市長は、映像等の送受信による通話の方法により会議を開催する場合には、会議を開催する場所に参集する委員を除き、当該会議に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。

3　委員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該委員は、会議へ出席したものとみなす。

4　映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

（書面等による会議開催の特例）

第8条　会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

2　前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

（意見の聴取等）

第9条　委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第10条　委員会の委員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様する。

2　前項の規定は、前条に規定する委員以外の者について準用する。

（情報の公開・管理）

第11条　事業の透明性を確保する観点から、委員会及び協議に関わる資料は原則公開とする。

（庶務）

第12条　委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において処理する。

（その他）

第13条　この要項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要項は、平成 30 年 10 月1日から施行する。

附　則（令和3年3月 26 日決裁）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和3年5月 17 日決裁）

この要項は、令和3年6月1日から施行する。

附　則（令和5年7月6日決裁）

この要項は、令和5年7月7日から施行する。

附　則（令和5年 10 月4日決裁）

この要項は、令和5年 10 月5日から施行する。

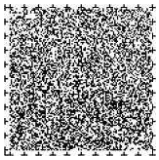

4　つくば市成年後見制度推進事業運営委員会委員名簿

委任期間：令和5年(2023年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

番号	氏 名	役職等（職種）	所属団体（勤務先等）
1	椎 名　清 和	准教授	学校法人霞ケ浦学園　つくば国際大学
2	漆川　雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会 土浦支部(学園の森法律事務所)
3	小 川　直 宏	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部(つくば公園通り司法書士事務所)
4	武 石　佳 宏	支店長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩 原　直 木	院長	つくば市医師会 (医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院)
6	大脇　富士子	役員(世話人)	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	江　藤　睦	代表	NPO法人 アセンブル
8	塚 本　武 志	会長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	武 田　真 浩	代表 (相談支援専門員)	つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会 (社会福祉法人 筑峯学園)
10	山 下　広 見	主任介護支援 専門員	つくばケアマネージャー連絡会 (居宅プランセンター 煌)
11	田邊　佐貴子	東谷田部地区 会長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長　卓 良	副会長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

（敬称略）